

資料編

資料編 1 我が国の出入国在留管理制度の概要

資料編 2 組織・体制の拡充

資料編 3 予算等

資料編 4 出入国在留管理関係訴訟

資料編 5 統計

資料編 6 2011 年 4 月 1 日以降の主な出来事

資料編 1

我が国の出入国在留管理制度の概要

第1節 目的と根拠法令

入管法は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。

なお、前記の本法の目的のうち、「本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」については、入管法等改正法により加わったものであるが、これは、近年の在留外国人の増加に加え、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設に伴い、より一層外国人の在留を公正に管理することの重要性が高まることから、出入国の管理のみならず、本邦に在留する外国人の在留の公正な管理を図ることを明確に表現するため、新たに加えることとしたものである。また、難民認定制度については、1981年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国在留管理行政に含まれることとなったものである。

その他入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法、市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令、入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる上陸基準省令などがある。

第2節 全ての人の出入（帰）国審査手続

1 外国人の出入国手続^(注1)

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、有効な旅券で、原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）^(注2)を受けたものを所持した上で、出入国港^(注3)において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第5条）に列挙された上陸拒否事由に該当する場合

（注1） 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

（注2） 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

（注3） 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、2021年4月1日現在、港は127、飛行場は32となっている。

合などは、我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、我が国にとって好ましくない外国人の上陸を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか、入管法は、特例上陸許可^(注1)という簡易な上陸許可制度を定めている。

2 外国人の入国（上陸）審査手続^(注2)

我が国における外国人の上陸審査手続においては、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている（図表82）。

（1）入国（上陸）審査

入国審査官は、外国人から上陸の申請があり、当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第6条第3項）したときは、当該外国人が上陸のための条件（①有効な旅券を所持すること、②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること、③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合すること、④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること、⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第7条第1項）に適合するか否かを審査し、これらの上陸のための条件に適合していると認定したときは、在留資格・在留期間を決定し、その所持する旅券に上陸許可の証印を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については、2006年の入管法改正により義務付けられたものである（2007年11月20日施行）。

（2）口頭審理

上陸の申請を行った外国人が、出入国港において入国審査官に個人識別情報を提供しなかった場合又は入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官^(注3)に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（入管法第7条第4項、第9条第6項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合していると認定されたとき（入国審査官に個人識別情報を提供しないことにより特別審理官に引き渡された者については、個人識別情報提供義務免除対象者に該当すると認定された場合又は特別審理官に対し個人識別情報を提供した場合に限る。）には、直ちに上陸が許可される（入管法第10条第8項）。

（3）異議の申出

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は本邦からの退去を命ぜられるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる^(注4)。

（注1） 特例上陸許可については、本節4参照。

（注2） 入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを合わせて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

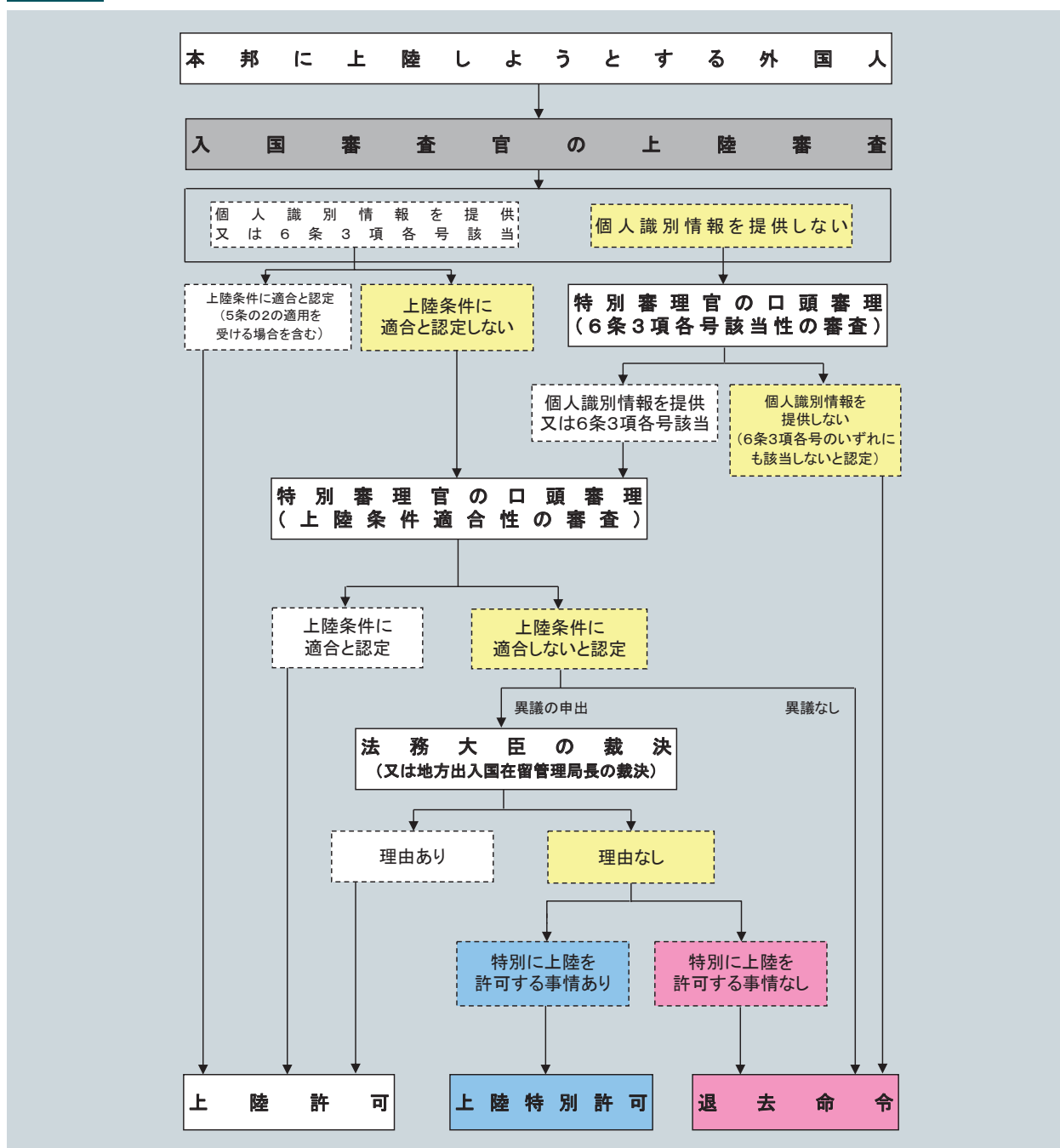
（注3） 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、出入国在留管理庁長官が指定した者をいう。

（注4） 個人識別情報を提供しない者については法務大臣の裁決の手続はなく、口頭審理において本邦からの退去を命ぜられる（入管法第10条第7項）。（入管法第10条第10項、第11項、第11条第1項）。

法務大臣は、特別審理官により上陸のための条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸のための条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出が理由があるとの裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが、異議の申出が理由がないとの裁決があった場合は本邦からの退去を命ぜられ（入管法第11条第3項、第4項、第6項）、退去を命ぜられた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる（入管法第24条第5号の2）。

なお、法務大臣は、異議の申出が理由がないと認める場合でも、その外国人が再入国の許可を受けているとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき又はその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条、いわゆる「上陸特別許可」）。

図表82 上陸審査の流れ



3 入国・事前審査

(1) 査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国在留管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国在留管理を所管する出入国在留管理庁との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証申請案件について、必要に応じて外務省から出入国在留管理庁に協議が行われている。この協議を受けた出入国在留管理庁は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する出入国在留管理庁意見を外務省に回答している（図表83の1）。

(2) 在留資格認定証明書

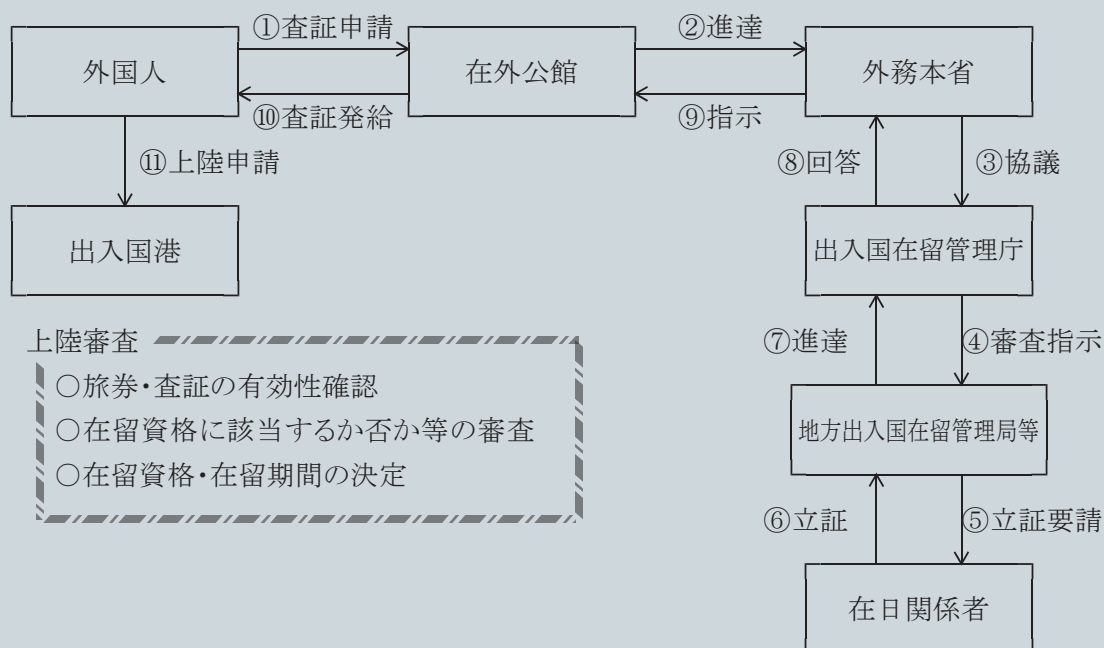
外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等（在外公館）で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、在外公館で受理した査証申請書類が我が国へ送付され、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、1990年施行の改正入管法により導入したものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである（入管法第7条の2）。

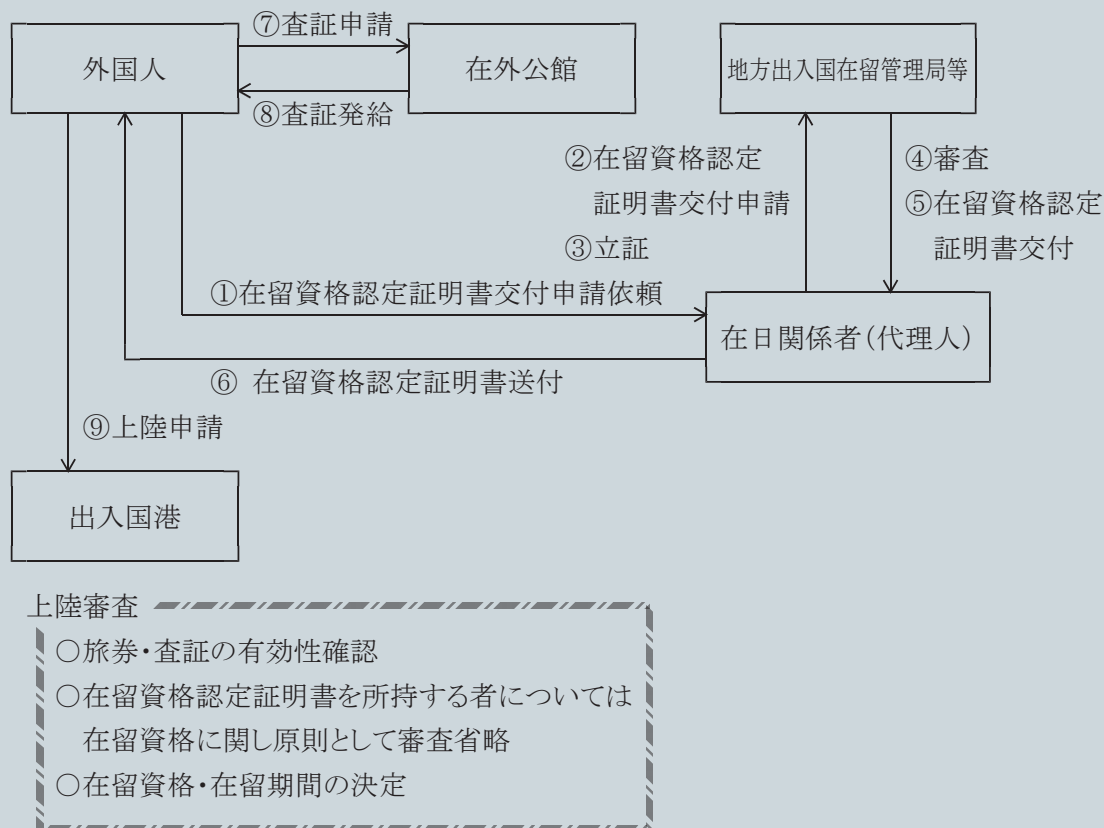
この制度では、査証事前協議制度と異なり、全ての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる（図表83の2）。

図表83 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ

1 査証事前協議



2 在留資格認定証明書交付申請



4 特例上陸許可^(注)

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡素な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

（１）寄港地上陸の許可

船舶等乗り継いで他国へ行く外国人乗客の利便を図るものである。我が国を経由して他国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない（入管法第14条）。

（２）船舶観光上陸の許可

出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客の利便を図るものである。指定旅客船に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日又は30日を超えない範囲内で与えられる（入管法第14条の2）。

（３）通過上陸の許可

船舶等の外国人乗客の利便を図るものである。我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられる（入管法第15条）。

（４）乗員上陸の許可

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている（入管法第16条）。

（５）緊急上陸の許可

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられる（入管法第17条）。

（６）遭難による上陸の許可

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる（入管法第18条）。

（注） 一時庇護のための上陸の許可については、後記第6節4参照。

5 日本人の出帰国手続

出入国在留管理行政の主な役割は、外国人の出入国を公正に管理することであるが、同時に全ての人の国境を越える動きを把握する役割も担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国する場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている（入管法第60条、第61条）。

第3節 外国人の在留審査

1 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び、我が国の出入国在留管理行政の基本となっている（図表84）。

在留資格は、次のように大別できる。

- ① その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めないこととしているので、上記①については、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。

なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではないが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能である。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められない。

図表84 在留資格一覧表（2021年4月1日現在）

別表第一「活動資格」

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までに掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項、技能の項若しくは特定技能の項の第2号に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数（70点）以上に達した者 （例）外国の大学で修士号（経営管理に関する専門職学位（MBA））を取得（25点）し、IT関連で7年の職歴（15点）がある30歳（10点）の者が、年収600万円（20点）で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	1号については5年、2号については無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月

研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までに掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	1号 1年、6月又は4月 2号 3年、1年又は6月
技能実習	1号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第8条第1項の認定（技能実習法第11条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第8条第1項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第1号に規定する第1号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第1号に規定する第1号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 2号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 3号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第3号に規定する第3号企	技能実習生	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号及び3号 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

	業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第2条第4項第3号に規定する第3号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	
--	---	--

三の表 (非就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年, 1年, 6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光, 保養, スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は会合への参加, 業務連絡その他これらに類似する活動	観光客, 会議参加者等	90日, 30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表 (非就労資格, 上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学, 高等専門学校, 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。) 若しくは特別支援学校の高等部, 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。) 若しくは特別支援学校の中学部, 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 若しくは特別支援学校の小学部, 専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生又は生徒	4年3月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習の項の第1号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年, 6月又は3月
家族滞在	一の表, 二の表又は三の表の在留資格(外交, 公用, 特定技能(二の表の特定技能の項の第1号に係るものに限る。), 技能実習及び短期滞在を除く。) をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年, 3年, 1年, 6月, 3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

別表第二「居住資格」(在留活動の制限なし)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年, 3年, 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

2 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い所定の許可を受ける必要がある。具体的には、（１）在留資格の変更許可、（２）在留期間の更新許可、（３）永住許可、（４）在留資格の取得許可、（５）再入国許可及び（６）資格外活動の許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

（１）から（４）の許可は、法務大臣（法務大臣から委任を受けた出入国在留管理庁長官又は出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長）が行い、（５）及び（６）の許可は、出入国在留管理庁長官（出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長）が行うこととされている（入管法第69条の２）。

（１）在留資格の変更許可

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある（入管法第20条）。

（２）在留期間の更新許可

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在することを希望する場合には、在留期限までに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要がある（入管法第21条）。

（３）永住許可

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得許可申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可される（入管法第22条）^{（注１及び２）}。

（４）在留資格の取得許可

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国籍となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第１条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要がある（入管法第22条の２）。

（５）再入国許可

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続をすることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる（入管法第26条）。

なお、2012年７月９日から、中長期在留者（後記第４節１参照）については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後１年以内に再入国する場合に、また、特別永住者については、有

（注１） 永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。

（注２） 2005年３月31日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定して法務省ホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についても出入国在留管理庁ホームページに掲載している。また、2006年３月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表している（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan62-1.html）。

効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の2、入管特例法第23条）。

さらに、2015年1月1日から、「短期滞在」の在留資格を与えられて入国した外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船（指定旅客船）で出国後、15日以内に当該指定旅客船により再入国する場合には、原則として再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の3）。

また、2016年4月1日から、出国の際に提出を求めている外国人出国記録について、外国人から提示される旅券等によって同一人性等の確認を行うことが可能であることを踏まえ、再入国予定者等を除き、当該書面の提出を不要とするなどの見直しを行った（入管法施行規則第27条等）。

（6）資格外活動の許可

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される（入管法第19条第2項）。

なお、2012年7月9日から、上陸審査時に在留資格「留学」を決定された者（「3月」の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。）は、上陸の許可に引き続いてその場で資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

3 在留資格取消制度

在留資格取消制度は、入管法に定める取消事由（入管法第22条の4第1項各号）に該当する疑いがある場合、意見聴取の手続（入管法第22条の4第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

在留資格の取消事由は次のとおりである（括弧内は入管法第22条の4第1項の各号）。

- ① 入管法第5条第1項各号に掲げる上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段により、そのいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第1号）
- ② ①のほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けた場合（第2号）
- ③ ①又は②に該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提出又は提示により上陸許可の証印等を受けた場合（第3号）
- ④ 偽りその他不正の手段により、在留特別許可を受けた場合（第4号）
- ⑤ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、当該在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合（ただし、正当な理由がある場合を除く。）（第5号）
- ⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、3か月（高度専門職2号の場合は6か月）以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第6号）
- ⑦ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（日本人の子及び特別養子を除く。）又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（永住者等の子を除く。）が、その配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）

- ⑧ 上陸の許可又は在留資格の変更許可等により、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に、出入国在留管理庁長官に住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第8号）
- ⑨ 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した日から90日以内に、出入国在留管理庁長官に新しい住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第9号）
- ⑩ 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に虚偽の住居地を届け出た場合（第10号）

第4節 中長期在留者の在留管理制度等

1 中長期在留者の在留管理制度

中長期在留者の在留管理制度は、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、出入国在留管理庁長官が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するものである。同制度においては、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴い、中長期在留者に対し在留カードを交付している。在留カードには、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要部分が記載されていることから、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになっている。

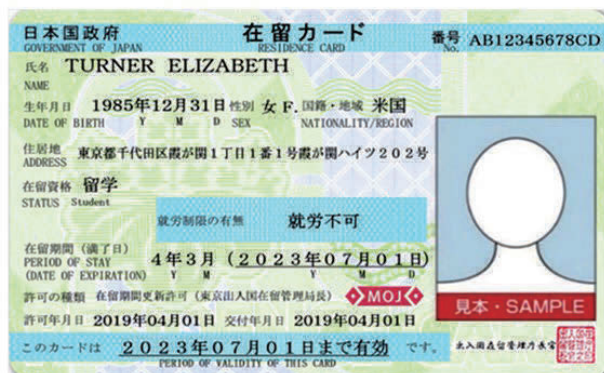
また、在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するため、中長期在留者による所属機関等に関する届出を義務付け、中長期在留者の所属機関からも情報の届出を受けている。

なお、中長期在留者とは、具体的には、以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人をいう（入管法第19条の3）。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

(1) 在留カード

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地^(注1)、在留資格、在留期間、就労制限の有無など、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要部分が記載される（16歳以上の者については顔写真が表示される。）。また、在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管法第19条の4）。



在留カード表面



在留カード裏面

(2) 在留カードに係る届出・申請（図表85）

ア 住居地の届出^(注2)

(ア) 新規上陸後の住居地の届出

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード^(注3)又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」という。）を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の7）。

(イ) 在留資格変更等に伴う住居地の届出

これまで中長期在留者ではなかった外国人で、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得等の在留に係る許可を受けて、新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者は、当該許可の日）から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の8）。

(ウ) 住居地の変更届出

住居地を変更した中長期在留者は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の9）。

(注1) 「住居地」とは、我が国における主たる住居の所在地のことであり、外形上住居としての実態を備え、継続的に居住することが予定されている場所であって、かつ、海外に生活の本拠があると認められる場合でも我が国における生活の根拠を表す概念である。他方、「居住地」とは、一時的に滞在する場所を意味する現在地のほか、道路や公園等の社会通念上、生活の本拠とは認められない場所も含む広い概念である。

(注2) 中長期在留者が、在留カードを提出して、住民基本台帳法に基づく転入届又は転居届をしたときは、入管法上の「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする義務はない。

(注3) 新規の上陸許可とともに在留カードを交付することができるのは、2021年10月1日時点では、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港の7空港である。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出を行う必要がある（入管法第19条の10）。

ウ 在留カードの有効期間の更新申請

「永住者」若しくは「高度専門職2号」の在留資格をもって在留する者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は、更新期間内（在留カードの有効期間満了日の2か月前から満了日までの間（有効期間の満了の日が16歳の誕生日とされているときは、6か月前から満了日までの間））に地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある（入管法第19条の11）。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に在留カードの有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、在留カードの有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による在留カードの再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある（入管法第19条の12）。

オ 汚損等による在留カードの再交付申請

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損した場合には、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行うことができる。

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から在留カードの再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また、在留カードの交換を希望する場合には、在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請を行うことができる（入管法第19条の13）。

なお、交換希望により在留カードの再交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

(3) 出入国在留管理庁正字検索システム

在留カード及び特別永住者証明書に記載される氏名は、原則としてローマ字で表記することとされているが、特例として本人からの申出がある等の一定の場合に、ローマ字表記に併せて、又はローマ字表記に代えて漢字での表記が認められる。

在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字^(注)の範囲の文字と定められており、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいう。）については、正字の範囲の文字に置き換えて記載される。

そのため、出入国在留管理庁では、2013年7月1日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるようにするため、「出入国在留管理庁正字

(注) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）X0221の日本文字部分レパートリ（日本国内でよく使われる文字を指定した部分集合）及び法務省告示別表第一の漢字をいう。

検索システム」を導入し、出入国在留管理庁ホームページ上に公開している（<http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/>）。

（4）所属機関・配偶者に関する届出（図表85）

ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出

（ア）活動機関（在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関）に関する届出

「教授」、「高度専門職1号ハ」、「高度専門職2号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号ハに掲げる活動に従事する場合）、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」、「技能実習」、「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、活動を行う機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合又は当該機関からの離脱・移籍があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第1号）。

（イ）契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関）に関する届出

「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職2号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号イ又はロに掲げる活動に従事する場合）、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」、「技能」又は「特定技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、契約の相手方である機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合、当該機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第2号）。

（ウ）配偶者に関する届出

「家族滞在」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第3号）。

イ 所属機関による中長期在留者に関する届出

「教授」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「留学」又は「研修」の在留資格で在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項の規定により、厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を出入国在留管理庁長官に対して届け出るよう努めなければならない（入管法第19条の17）。

図表85 中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ



ウ 特定技能所属機関（「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって在留する外国人を受け入れている本邦の公私機関）による届出

(ア) 随時届出

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の変更・終了又は新たな特定技能雇用契約を締結した場合、1号特定技能外国人支援計画の変更をした場合、登録支援機関（後述）に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する契約を締結した場合若しくは当該契約の変更・終了又は特定技能外国人の受入れが困難となった場合若しくは不正行為があったことを知った場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第1項）。

(イ) 定期届出

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れの状況に関する事項、1号特定技能外国人支援計画の実施状況及び活動状況に関する事項を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第2項）。

エ 登録支援機関（契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者）による届出**(ア) 随時届出**

登録支援機関は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、支援業務を行う事業所の所在地若しくは支援業務の内容及びその実施方法等について変更があった場合、又は支援業務を休・廃止した場合は、14日以内に、休止した支援業務を再開しようとする場合は、あらかじめ、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の27第1項、第19条の29第1項、入管法施行規則第19条の23第2項）。

(イ) 定期届出

登録支援機関は、支援業務の実施状況等を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の30第2項）。

(5) 出入国在留管理庁電子届出システム

中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」（入管法第19条の16各号）、中長期在留者を受け入れている所属機関が行う「所属機関による届出」（入管法第19条の17）、特定技能所属機関が行う随時・定期届出（入管法第19条の18）、登録支援機関が行う随時・定期届出（入管法第19条の27第1項、第19条の29第1項、第19条の30第2項、入管法施行規則第19条の23第2項）及び日本語教育機関の告示基準に基づく報告（日本語教育機関の告示基準第1条第1項第38号、39号、44号、45号及び46号）については、地方出入国在留管理官署の窓口及び郵送での提出に加え、「出入国在留管理庁電子届出システム」により、インターネットを利用して提出をすることができる（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html）。同電子届出システムにおいては、中長期在留者や所属機関の職員等が、それぞれのインターネット環境から同電子届出システムへアクセスし、必要項目を入力して届出・報告が可能となる。また、インターネットを経由して外部の一般の利用者と接続する業務システムであることから、利用者の利便性を考慮し、システム画面表示の一部は多言語対応可能（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語）となっている。

「出入国在留管理庁電子届出システム」には、以下のメリットがある。

- ① 窓口に赴くことなく自宅やオフィスなどからインターネットを介して届出や届出状況の確認を行うことができる。
- ② システムの利用料はかからない。
- ③ 24時間365日利用できる。
- ④ 記載漏れが自動でチェックされる。
- ⑤ 所属機関、特定技能所属機関及び登録支援機関並びに日本語教育機関による届出・報告では専用のフォーマットを利用することで一括届出・報告を行うことができる。

また、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するための利用者情報登録^(注1)をしている所属機関について、同じく利用者情報登録をしている中長期在留者からの依頼に基づき、入管法第19条の16に規定する届出のうち、所属機関の名称変更又は所在地変更に関する届出を、本人に代わって同電子届出システムにより届け出ることができる。

(6) 事実の調査

中長期在留者の在留管理制度の下、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況等を継続的に把握するため、入管法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者に関する情報を整理し、当該情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。そのため、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときには、その職員^(注2)に事実の調査をさせることができる（入管法第19条の37）。

入管法第19条の37に定める事実の調査は、調査の対象が届出事項に限定されているなど、中長期在留者の個人情報保護の要請を踏まえつつ、出入国在留管理庁長官が中長期在留者の在留管理に必要な情報を、正確に把握するために必要な範囲で行使することができるものとなっている。

この事実の調査は、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報に加え、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報等を照合・分析して実施するなど偽装滞在者を浮かび上がらせて、効果的な偽装滞在者対策につながっている。

2 特別永住者に係る制度

日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で1945年9月2日以前から引き続き本邦に在留している者及びその直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者は、入管特例法の規定に基づいて特別永住者として本邦で永住することができ、再入国許可の有効期間や退去強制事由等について入管法上の特例が認められている。

(1) 特別永住者証明書

特別永住者証明書とは、特別永住者という法的地位の証明書として出入国在留管理庁長官が交付するものであり、その記載事項については、必要最小限のものとして、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了日が記載される（16歳以上の者については、顔写真が表示される。）。また、特別永住者証明書には、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、証明書に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管特例法第8条）。

(注1) 「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するためには、利用者情報登録を行う必要があり、中長期在留者は、自身のインターネット環境において直接同電子届出システムから身分事項等を入力して登録を行うことにより、また、所属機関の職員等は、所属機関等の所在地を管轄する地方出入国在留管理局等に利用者情報登録の届出書を郵送又は持参して登録することにより、同電子届出システムにログインするための認証ID及びパスワードを取得することができる。

(注2) 「その職員」には、入国審査官、入国警備官のほか法務事務官が含まれる。ただし、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができるのは、入国審査官及び入国警備官であり（入管法第19条の37第2項）、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めることができるのは、出入国在留管理庁長官、入国審査官及び入国警備官である（同条第3項）。



特別永住者証明書表面



特別永住者証明書裏面

(2) 特別永住者証明書に係る届出・申請

ア 住居地の届出^(注)

住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、住居地（住居地を変更したときは、新住居地）の市区町村の窓口で特別永住者証明書を提出した上、その住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管特例法第10条）。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

特別永住者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し変更を届け出る必要がある（入管特例法第11条）。

ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

特別永住者は、更新期間内（特別永住者証明書の有効期間満了日の2か月前（有効期間の満了の日が16歳の誕生日とされているときは、6か月前）から有効期間が満了する日までの間）に、居住地の市区町村の窓口において、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行う必要がある（入管特例法第12条）。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある（入管特例法第13条）。

オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損した場合には、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行うことができる。

(注) 特別永住者が、特別永住者証明書を提出して、住民基本台帳法に基づく転入届又は転居届をしたときは、入管特例法上の「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする必要はない。

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のＩＣチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から特別永住者証明書の再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある。

また、特別永住者証明書の交換を希望する場合には、特別永住者証明書が毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる（入管特例法第14条）。この手続により特別永住者証明書の交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

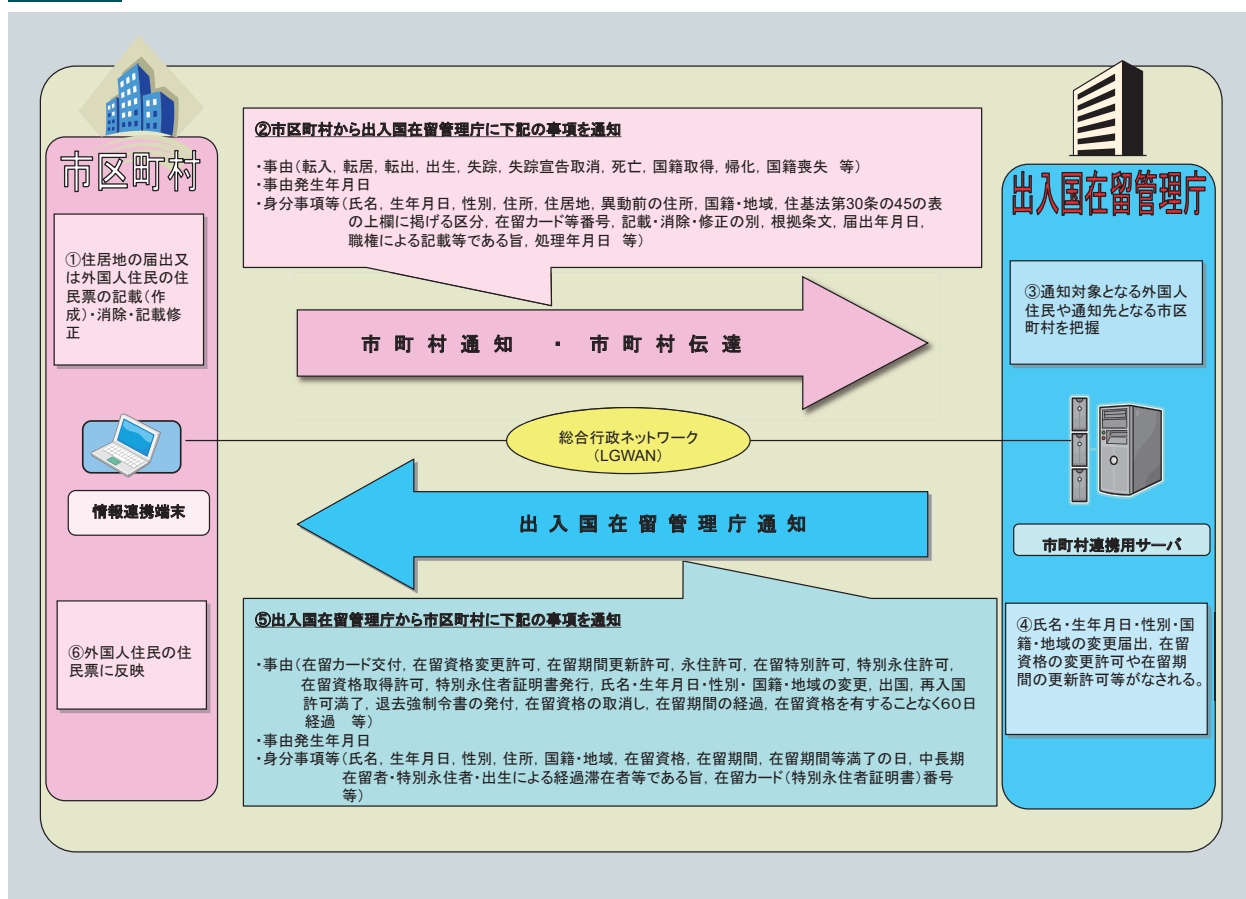
3 出入国在留管理庁と市区町村の情報連携

2012年7月9日に外国人登録法が廃止され、同日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。これにより、外国人住民についても住基法が適用され、日本人と同様に、住所地の市区町村において住民票が作成されることとなった。

出入国在留管理庁は公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握するため、市区町村は住民基本台帳の記録の正確性の確保を図るため、それぞれが把握する情報のうち両方で共有すべきものについて、専用端末を介した情報連携を行っている。

具体的には、出入国在留管理庁においては、外国人住民について身分事項や在留資格等、所定の事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該外国人住民が記載されている住民基本台帳を備える市区町村長に通知し、市区町村においては、外国人住民に係る住民票の記載、消除、又は記載の修正を行ったときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知している（図表86）。

図表86 出入国在留管理庁と市区町村との情報連携



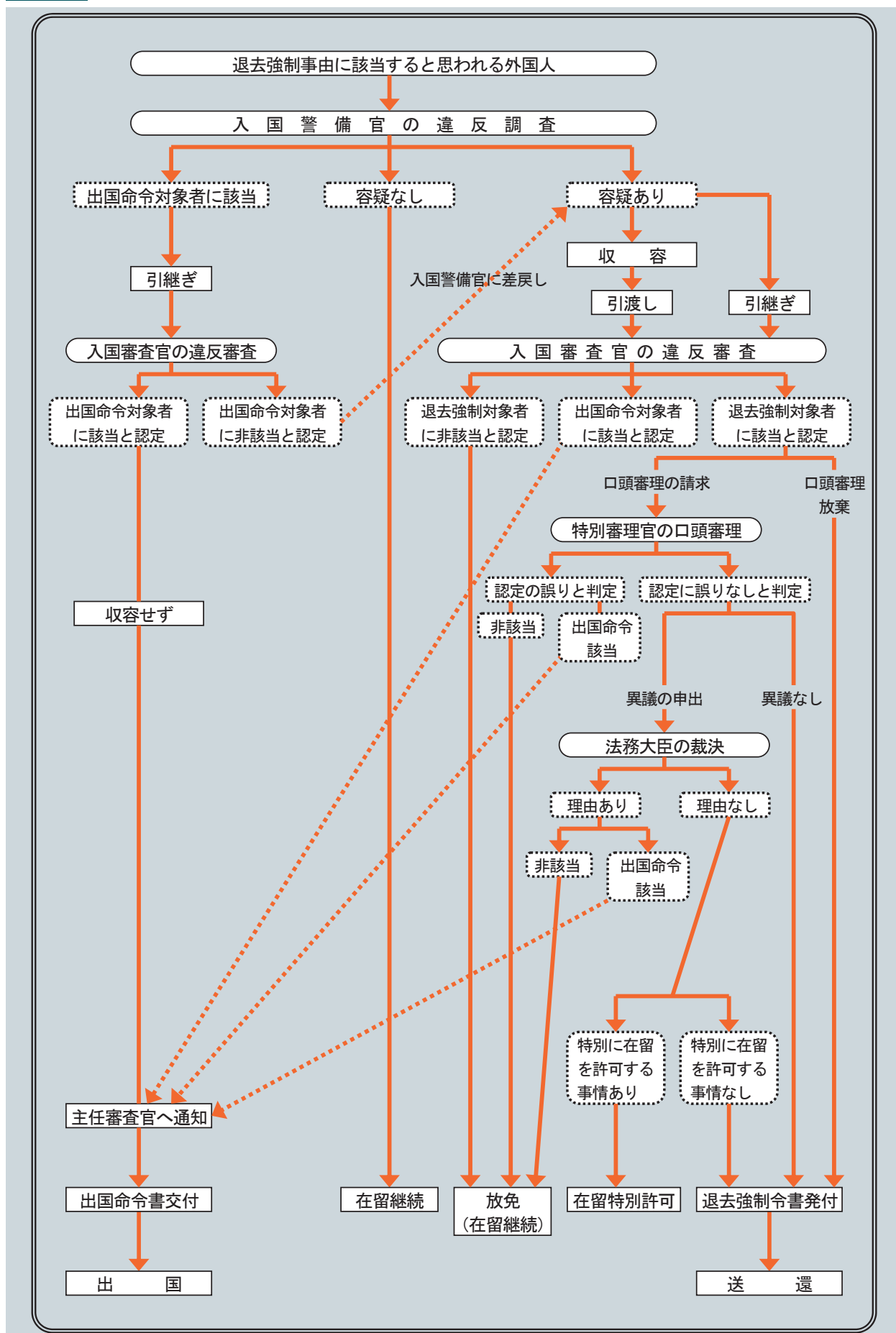
第5節 外国人の退去強制手続

出入国在留管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は、我が国にとって好ましくない外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三段階の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている（**図表87**）。

図表87 退去強制手続及び出国命令手続の流れ



1 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条各号）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足る相当の理由があるときは、主任審査官^{（注）}が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条、第44条）。

2 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができる（入管法第48条第1項）。

さらに、特別審理官が前記の認定に誤りがないと判定した場合において、その判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第1項）。

3 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第3項）。

4 在留の許可

（1）在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

- ① 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第1項、第47条第5項）
- ② 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服したとき（入管法第48条第1項、第9項）
- ③ 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出が理由がないと裁決されたとき（入管法第49条第1項、第6項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には、当該外国人は直ちに放免され、また、退去強制事由には該当するが出国命令（後記本節5参照）の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後、直ちに放免される。

（2）法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき又はその他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許

（注） 入国審査官のうち、出入国在留管理庁長官が上級の入国審査官から指定するものをいい、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限を有する。

することができる（入管法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」）。

5 出国命令制度

出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者^(注)について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である（入管法第24条の3）。

- ① 自ら出入国在留管理官署に出頭したものであること
- ② 不法残留以外の一定の退去強制事由に該当しないこと
- ③ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- ④ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ⑤ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

第6節 難民の認定

1 難民条約への加入等

我が国は、1981年10月3日に難民条約に、次いで1982年1月1日に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は、難民の定義を定めるとともに、難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

2 難民認定手続（図表 88）

（1）難民の定義

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第2条第3号の2）。一般的には、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。

（2）仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として6月であり（入管法施行規則第56条の2第2項）、仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新される（入管法第61条の2の4第4項）が、仮滞在許可には、住居や行動範囲の制限、就労の禁止など、種々の条件が付される（入管法第61条の2の4第3項、入管法施行規則第56条の2第3項）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還が停止される（入管法第61条の2の6第3項）。

（注）「船舶観光上陸許可における帰船条件違反者」も含む。

(3) 事実の調査

難民であることを立証する責任は申請者にあるとされている(入管法第61条の2第1項)が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合が多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができない場合には、難民調査官が事実の調査をすることとなっている(入管法第61条の2の14)。

(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する(入管法第61条の2第2項)。

難民として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、本邦に上陸後6月以内に難民認定申請をしたことなど一定の要件に適合する場合には、一律に「定住者」の在留資格が付与される(入管法第61条の2の2第1項)。当該外国人がこれらの要件を満たさない場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、法務大臣は、在留を特別に許可することができる(入管法第61条の2の2第2項)。

難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ(入管法第61条の2の12)、永住許可要件の一部が緩和される(入管法第61条の2の11)。

3 審査請求

(1) 審査請求

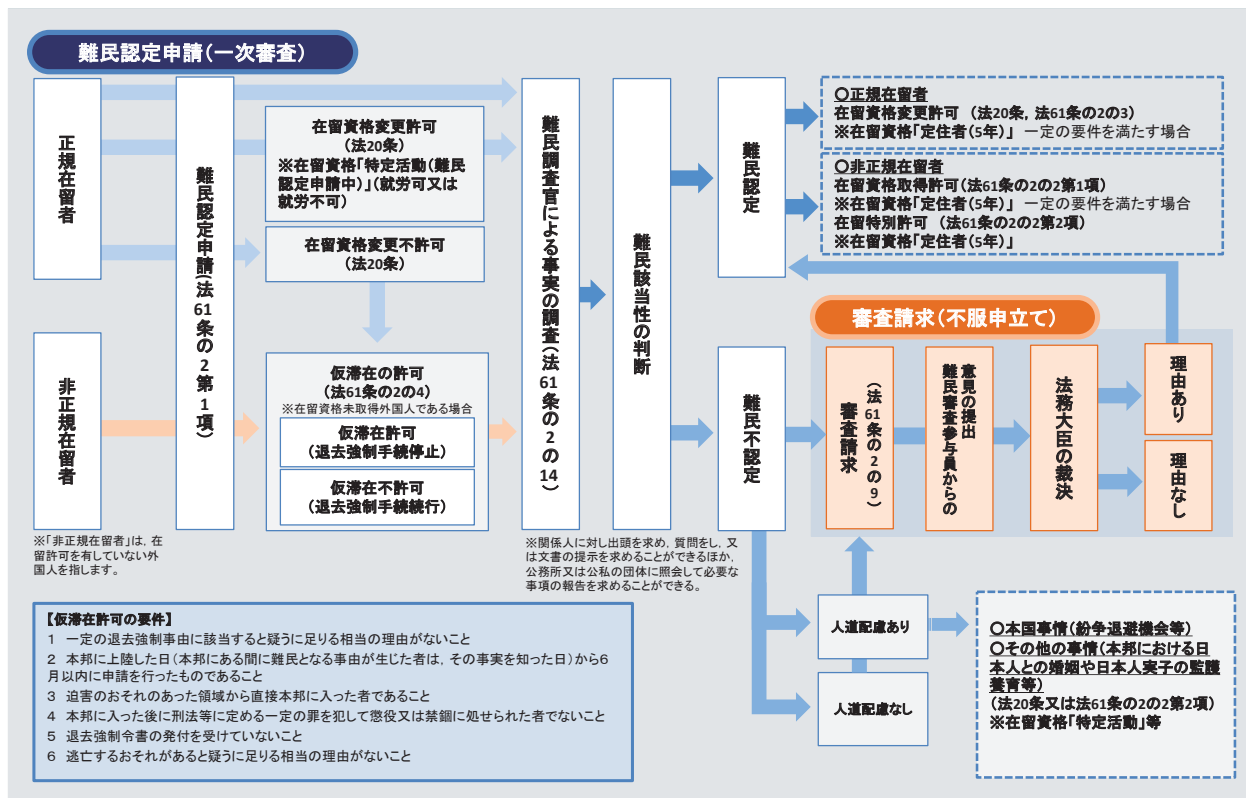
難民の認定をしない処分又は難民の認定の取消しに不服がある場合や、難民認定申請に対して何の処分もされないという不作為がある場合、法務大臣に対し審査請求をすることができる(入管法第61条の2の9第1項)。

法務大臣は、審査請求に対する裁決に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされている(入管法第61条の2の9第3項)。また、法務大臣は、審査請求を却下し又は棄却する裁決をする場合には、裁決に付する理由において、難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならないこととされている(入管法第61条の2の9第4項)。

(2) 難民審査参与員制度

難民審査参与員制度は、手続の公正性・中立性を高めるため、2005年5月に導入された。その後、2016年4月には、改正行政不服審査法の施行に伴い、難民審査参与員を同法に規定する審理員とみなして同法の規定を適用すること(入管法第61条の2の9第5項)、また、難民認定申請に係る不作為がある場合の審査請求の手続にも難民審査参与員制度を適用することとされた(同条第1項、第3項)。難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民の認定をしない処分等についての審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命し(入管法第61条の2の10第2項)、任命に当たっては、UNHCR、日本弁護士連合会、NGO等からの推薦を受けるなどしている。難民審査参与員は、3人で1班を構成し、法務大臣から事件ごとに指名された3人の難民審査参与員が所定の審理手続を行い、法務大臣に意見書を提出する。

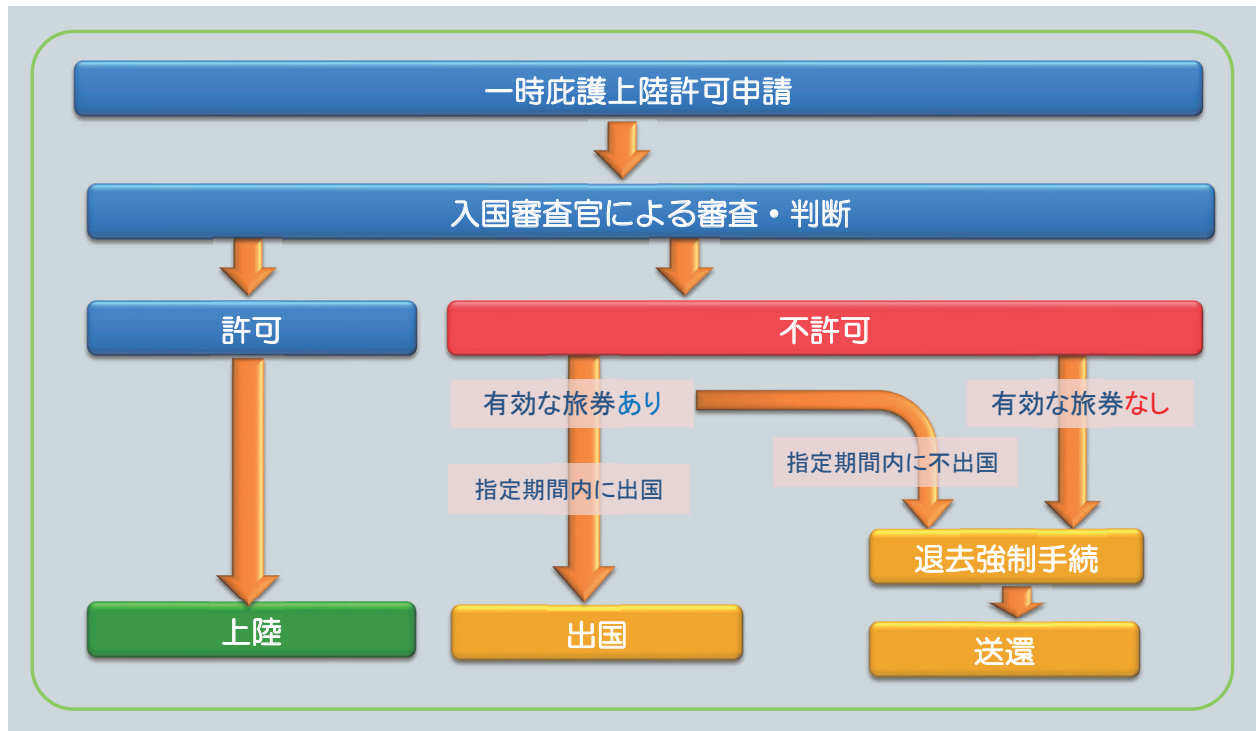
図表88 難民認定手続の概要



4 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の一つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可(入管法第18条の2)は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命、身体又は身体的自由を害されるおそれのある領域から逃れてきた者で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するものである。上陸期間は、6月を超えない範囲内で定める(入管法第18条の2第4項、入管法施行規則第18条第5項)(図表89)。

図表89 一時庇護上陸許可手続の流れ



資料編2

組織・体制の拡充

近年の出入国在留管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

出入国在留管理行政は、出入国在留管理庁を始めとする全国の出入国在留管理関係機関において6,020人（2021年度末）の職員によって遂行されているが、出入国在留管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

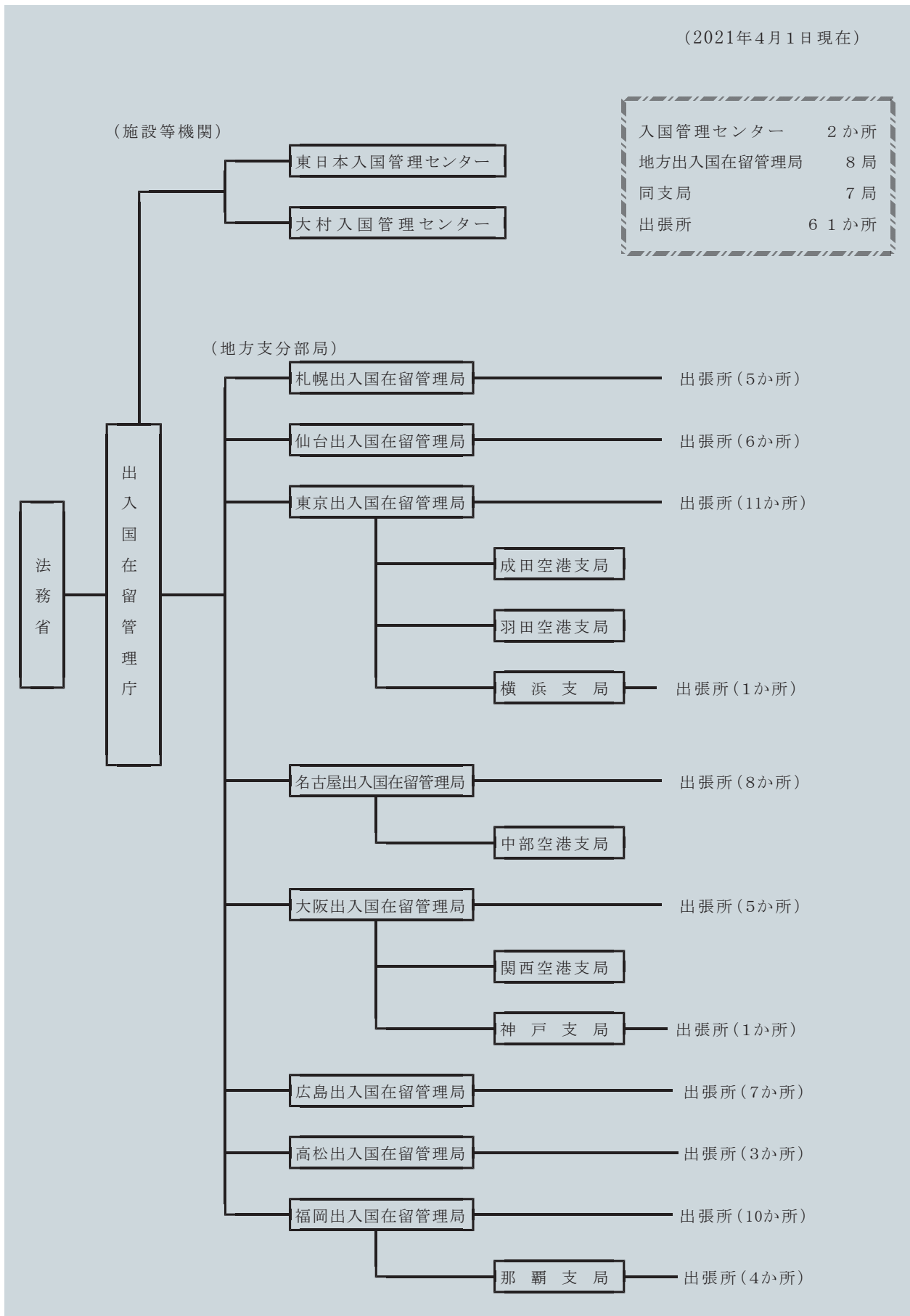
第1節 組織・機構

1 出入国在留管理官署の概要

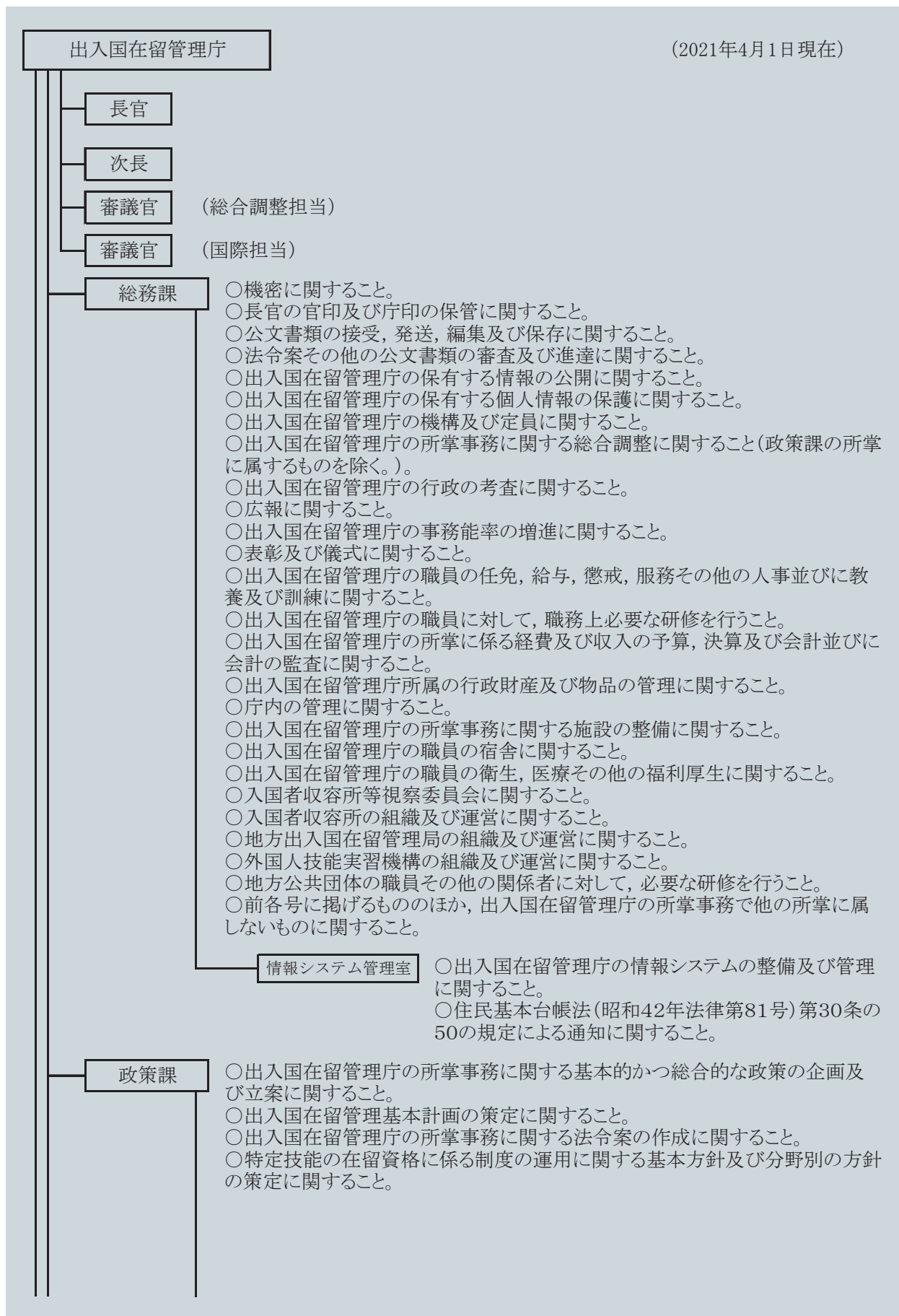
出入国在留管理業務を所掌する組織としては、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置され、また、出入国在留管理庁の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方出入国在留管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、出入国在留管理庁の施設等機関として入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、在留支援、退去強制手続、難民の認定、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整といった出入国在留管理行政関係の様々な業務を行っている。

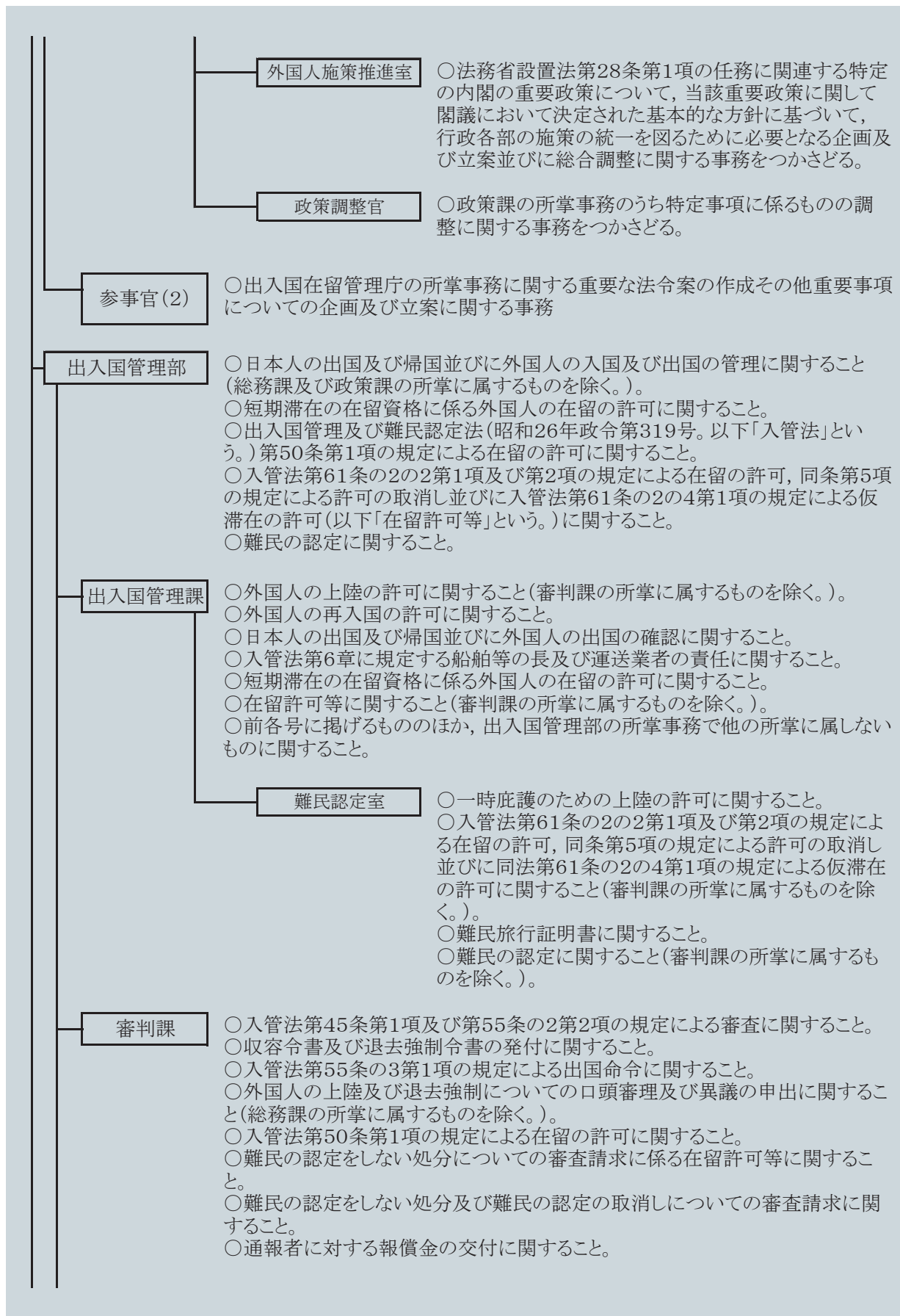
これら、出入国在留管理庁、地方出入国在留管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「出入国在留管理官署」という（図表90, 91）。

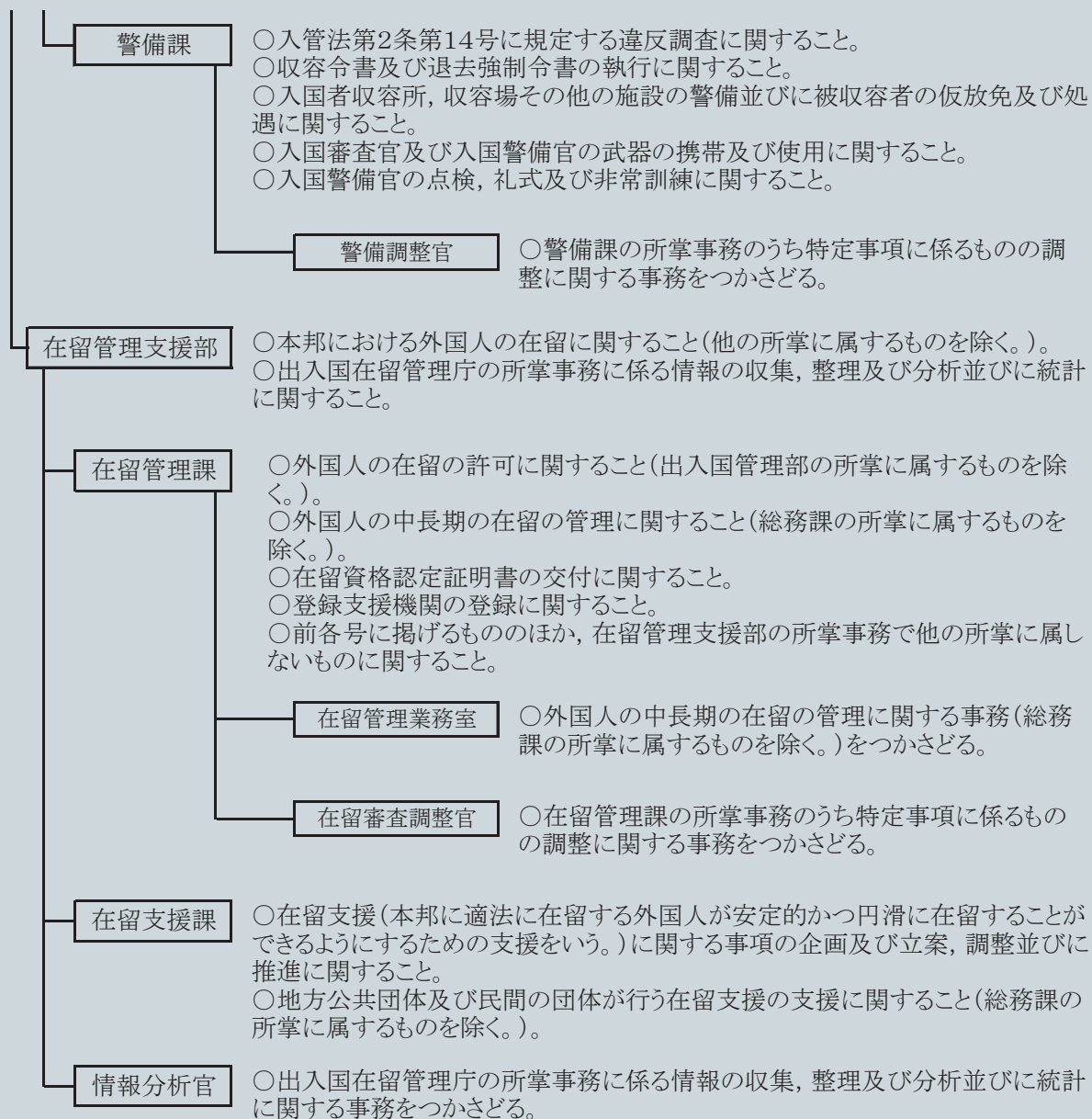
図表90 出入国在留管理庁組織表



図表91 出入国在留管理庁所管事項







(注) 上記のほか、課付及び部付が配置されている。

2 出入国在留管理官署の組織の見直し

2021年度の組織の拡充については、外国人材の受入れ政策及び外国人との共生施策の推進を担う人材育成の体制整備として、出入国在留管理庁に参事官，研修企画調整官，課長補佐，主任教官及び教官を設置した。また，危機管理対策の体制整備のため，出入国在留管理庁に危機管理企画調整官を新設し，課長補佐を増配置した。

厳格かつ円滑な出入国審査の体制整備としては，東京出入国在留管理局成田空港支局及び羽田空港支局に統括審査官を増配置した。

外国人の受入れ環境整備のための体制整備としては，東京出入国在留管理局在留支援部門を新設し，当該部門に首席審査官及び統括審査官を増配置するとともに，名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局には，在留支援を担当する統括審査官を増配置した。

適正な在留審査の実現のための体制整備としては，名古屋出入国在留管理局に統括審査官を増配置した。

出入国在留管理行政の適切な広報等のための体制整備としては，札幌出入国在留管理局に涉外調整官を増配置した。

安全・安心な社会の実現に向けた体制整備としては，東京出入国在留管理局に，身柄引取事件の調査を担当する調査第五部門を新設し，当該部門に首席入国警備官及び統括入国警備官を増配置するとともに，名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局には被収容者の入所や面会に関する業務を担当する統括入国警備官を増配置した。

収容施設における医療体制の充実強化のための体制整備としては，名古屋出入国在留管理局，大阪出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局横浜支局に診療室を新設した。

なお，地方出入国在留管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については，元来，外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に，その大半が全国の高港区域内に立地していたが，国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い，空港における出入国審査が主となったほか，長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより，これら行政のニーズの変化に応えるため，海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに，国際線が数多く就航している地方空港や，都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど，出張所の再配置に努めてきた（図表92）。

その結果，入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した1981年4月1日当時全国に103か所設置されていた出張所は2021年4月1日現在で61か所となり，都道府県ごとに最低1か所の地方出入国在留管理官署を設ける一方，1981年当時から約4割を縮減するに至っている。

これらの出張所については，各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず，不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ，我が国に中長期間在留する外国人を受け入れる地方公共団体又は関係機関との連携といった観点も踏まえ，今後とも，出入国審査，在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう，より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し，合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

図表92 地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（2021年4月1日現在）

年度 区分	廃止		設置	
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
2000	尼崎港出張所 呉港出張所 唐津港出張所 伊万里港出張所	尼崎市 呉市 唐津市 伊万里市	佐賀出張所	佐賀市
2001	横須賀港出張所 鹿児島空港出張所 清水港出張所 田子の浦港出張所	横須賀市 始良郡溝辺町 清水市 富士市	静岡出張所	静岡市
2002	岩国港出張所 八代港出張所 日立港出張所 鹿島港出張所	岩国市 八代市 日立市 鹿島郡神栖町	甲府出張所 岐阜出張所 大津出張所 水戸出張所	甲府市 岐阜市 大津市 水戸市
2003	東京港出張所 渋谷出張所 室蘭港出張所 宮古港出張所 大船渡港出張所 石巻港出張所 佐世保港出張所 那覇港出張所	江東区 渋谷区 室蘭市 宮古市 大船渡市 石巻市 佐世保市 那覇市	新宿出張所 盛岡出張所	新宿区 盛岡市
2004	青森港出張所 八戸港出張所 横浜港出張所 名古屋港出張所 名古屋空港出張所 堺港出張所 神戸港出張所 水島港出張所 志布志出張所	青森市 八戸市 横浜市 名古屋市 西春日井郡豊山町 堺市 神戸市 倉敷市 曾於郡志布志町	青森出張所	青森市
2005	直江津港出張所	上越市		
2007	大阪港出張所 天王寺出張所	大阪市 大阪市	東部出張所	江戸川区
2010	羽田空港出張所	大田区		
2014	小樽港出張所	小樽市	旭川出張所	旭川市

第2節 職員



出入国在留管理庁職員

1 出入国在留管理庁職員

入国者収容所及び地方出入国在留管理局には、出入国在留管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査、③特定技能所属機関に関する立入検査等、④収容令書又は退去強制令書の発付、⑤仮放免を行うほか、外国人の受入れ環境整備に関する事務や法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、①入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備、④中長期在留者に関する情報の継続的な把握のための事実の調査、⑤特定技能所属機関に関する立入検査等を行っているところ、「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

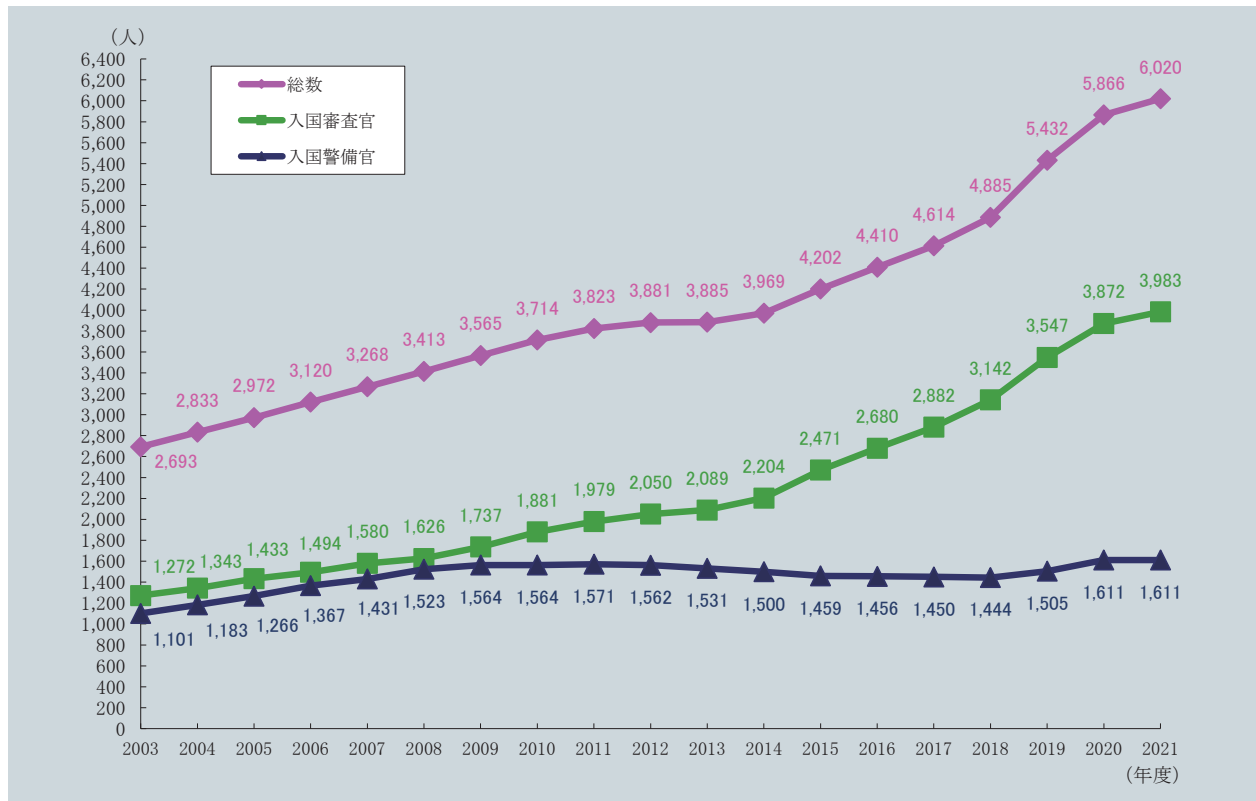
入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国在留管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

2 増員

出入国在留管理庁関係の職員数は、2021年度は6,020人で、5年前の2016年度の4,410人と比べ約37%、1,610人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理・在留支援の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化と確実な送還、正規滞在者を装う偽装滞在者への対策、更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応じていくためには、必要な人的体制を整備していくことが望まれる（図表93）。

図表93 出入国在留管理官署職員定員の推移



(人)

年度	区分	本省事務官	地方入国管理官署				小計	総数
			事務官	審査官	警備官	その他		
1985		169	155	703	658	55	1,571	1,740
1995		163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
2000		157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
2003		152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
2004		142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
2005		131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
2006		129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
2007		128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
2008		127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
2009		126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
2010		126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
2011		126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
2012		126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881
2013		126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885
2014		126	131	2,204	1,500	8	3,843	3,969
2015		140	124	2,471	1,459	8	4,062	4,202
2016		140	126	2,680	1,456	8	4,270	4,410
2017		140	134	2,882	1,450	8	4,474	4,614
2018		139	152	3,142	1,444	8	4,746	4,885

※ 2018年度以前の本省事務官については、官房審議官を含んでいない。

年度	区分	出 入 国 在 留 管 理 庁					総数	
		本 庁 事務官	地方出入国在留管理官署					
			事務官	審査官	警備官	その他		小計
2019		211	161	3,547	1,505	8	5,221	5,432
2020		211	164	3,872	1,611	8	5,655	5,866
2021		251	164	3,983	1,611	11	5,769	6,020

2015年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、「訪日外国人旅行者『2,000万人時代』への万全の備えを速やかに進め、その早期実現を目指す」とされ、査証緩和措置など観光立国の実現に向けた政府による様々な取組が推進された結果、2015年の外国人入国者数は約1,969万人にまで急増したところ、2016年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人とする新たな目標が掲げられている。

また、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」による外国人材を円滑かつ適正に受け入れるため、また、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するため、外国人材の受入れとその環境整備について、着実に取組を進めるとされている。

そのような状況の中、2020年度においては、出入国審査業務の充実強化として216人、外国人材受入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化として307人など、合計で559人の増員措置等が認められた。2021年度においては、出入国審査業務の充実強化として175人、外国人材受入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化として85人など、合計で282人の増員措置が認められた。一方で、2014年7月に閣議決定された「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、政府の一員として、行政の業務改革の取組を推進し、定員合理化に努めている。

3 研修

近年、我が国に出入国する外国人は増加傾向にあり、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、出入国在留管理庁関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、例年、法務省の研究・研修機関である法務総合研究所（以下「法総研」という。）によって初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修が実施されてきた。このほか、入管庁においても職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施してきた。また、2020年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これらの研修の実施が困難な状況となる中、オンライン形式による講義を取り入れながら研修を実施した。

さらに、入管庁の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図るなど、出入国在留管理に関する実務に精通した職員の育成に努めてきた。

しかし、入管庁発足後、所管業務の範囲が拡大したことにより、新たな研修科目を加える必要が生じたほか、これまでの入管庁関係職員に対する研修に加え、地方公共団体の職員その他の関係者に対する研修の実施や新たな業務である外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境整備のための政策を総合的に企画・立案できる人材を育成していく必要が生じた。

このような状況から、入管庁が独自に刻一刻と変化する社会情勢に適応した研修を実施できるよう、研修機能を法総研から入管庁に移行させることとなり、2021年4月1日付けで入管庁に研修企画室が新設された。

研修企画室では、法総研によって実施されてきた研修を継承し発展させるとともに、新たに在留支援に関する研修を新設するなど、充実を図っていく。



研修風景（オンライン）



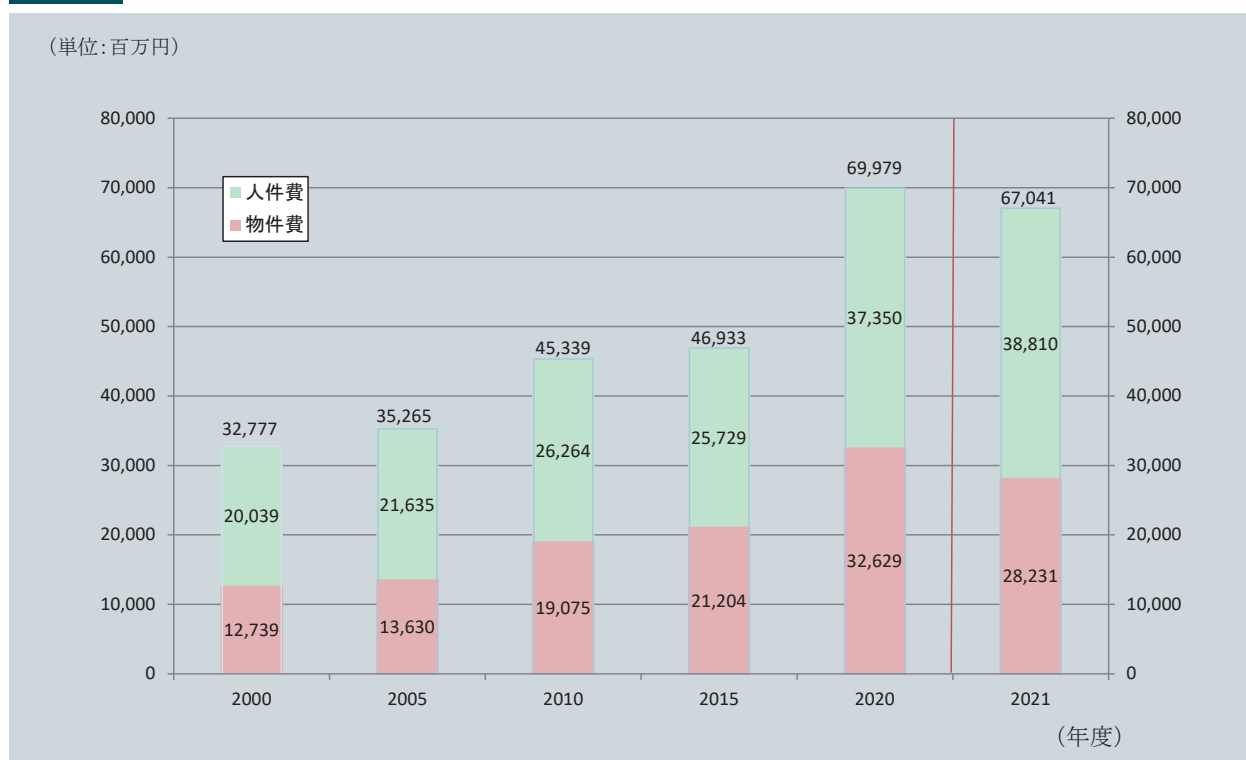
入国警備官訓練風景

資料編3 予算等

第1節 予算

出入国在留管理行政の予算の推移は、**図表94**のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、2021年度予算は、出入国在留管理庁が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。出入国在留管理庁では、引き続き効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている。

図表94 予算額の推移



(注1) 予算額は当初予算額である。

(注2) 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

(注3) 国際観光旅客税充当事業(2020年度:8,184百万円, 2021年度:4,084百万円)を含む。

(注4) 政府情報システム経費(内閣官房及びデジタル庁(仮称)一括計上分, 2021年度10,663百万円)を含む。

第2節 施設

2021年3月31日現在、全国に8か所ある地方出入国在留管理局は、法務単独庁舎(東京, 名古屋, 大阪), 法務総合庁舎(仙台, 広島, 高松, 福岡)及び行政合同庁舎(札幌)にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎(横浜), 法務総合庁舎, 港湾合同庁舎, 行政合同庁舎, 空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に2か所ある入国者収容所は、法務単独庁舎(大村)及び法務総合庁舎(東日本)として整備している。

資料編 4

出入国在留管理関係訴訟

第 1 節 概況

出入国在留管理庁に係る行政訴訟等（以下「出入国在留管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。2020年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、128件（前年248件）^{（注1）}であった（図表95）。

適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革、特に、行政訴訟について、2005年4月1日に、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたこと等を背景として、新規受理件数は高水準で推移し、2013年まで顕著な増加傾向にあったが、近年は減少傾向にある。

また、近時の出入国在留管理関係訴訟では、従来の、退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟に加えて、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起もなされており、その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの種類の訴訟制度が活用されているという事情を指摘することができる。

2020年の出入国在留管理関係訴訟（本案事件）の判決数は、合計234件であり、そのうち、国側が勝訴したのは225件、敗訴したのは9件である^{（注2）}。

（注1） 2020年版に掲載している出入国在留管理関係訴訟受理件数について、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されていますので、ご注意ください。

（正）248件（前年231件）

（誤）231件（前年274件）

（注2） 判決書の数进行計上したものであり、同一事件について、同一年内に地方裁判所、高等裁判所等において複数の判決があった場合、重複して計上している。また、1つの事件において、複数人から訴えがあり、1つの判決があった場合、1人でも国側の敗訴が含まれていれば、敗訴1件として計上している。1つの事件において、複数の訴えが併合され、1つの判決があった場合、当該複数の訴えのうちの一部でも国側の敗訴が含まれていれば、敗訴1件として計上している（ここでの「国側の勝訴」とは、行政処分の取消等を求めて提起された出入国在留管理関係訴訟（本案事件）の判決において、訴えの全てが却下又は棄却された場合をいい、「国側の敗訴」とは、1つの事件において、複数人のうちの1人の訴え又は複数の訴えの一部でも認容された場合をいう。）。

図表95 出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2020年末現在）

（人）

区分 \ 年		2016	2017	2018	2019	2020
行政事件	退去強制手続関係等 取消請求・無効確認等	205	196	167	146	75
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等	15	19	17	24	12
	在留資格認定証明書不交付処分 取消請求・無効確認等	1	1	1	3	1
	難民認定手続関係等 取消請求・無効確認等	50	51	30	58	29
	その他	3	2	5	7	6
	（小計）	274	269	220	238	123
	民事事件	3	3	11	10	4
人身保護請求事件		0	2	0	0	1
受理件数（総数）		277	274	231	248	128
終了件数		344	320	306	237	181

第2節 主な裁判例

裁判例 1 【子の定着性等に関する評価】

原告長女は、小学生及び中学生という人格形成に極めて重要な時期に、専ら本邦において日本語で生活し、公立学校における教育を受け、本邦の文化、社会等の中で円滑に人格を形成してきており、本邦での生活環境に順応しながら成長を重ねることによって、本邦の社会に良好に適応しているといえるのであって、本邦に高度の定着性を有するものといえることができる。

…原告長女が原告母とともに帰国したとしても、本国において、フランス語等の言語を習得し、本国の生活環境、文化、社会等に適応していくことは、相当困難であるといわざるを得ない。

…原告母の夫であり原告長女と同居する訴外永住者は、定期的な収入を得ている上、原告長女に対する本件在特不許可処分後ではあるが、原告長女との養子縁組の申立てを行っていること、原告長女の学費等についても援助をする意向を示していることからすれば、原告長女に対する本件在特不許可処分時においても、原告長女の生活費等について訴外永住者から一定の援助を受けることは具体的に期待できる状況にあったといえる。そうであれば、原告長女は、同処分時においても、原告母による監護や養育を要することなく、本邦において自立的な社会生活を送ることが可能であったといえることができる。

…以上のとおり、原告長女に対する本件在特不許可処分時において、本邦を離れて生活することを余儀なくすることは、将来の可能性を著しく損なうものであったといわざるを得ず、本邦から退去強制されることにつき重大な支障があったといえるところ、東京入管局長（現在の東京出入国在留管理局長）は、上記処分を行うに当たり、原告長女が本邦を離れて生活することによって生ずる支障を過小評価し、原告長女の本邦への定着性等を保護する必要性についての評価を誤ったものと認められる。そして、本邦上陸後の原告長女の真摯な生活状況等の事情にも照らすと、同処分を行った判断は、人道上の観点から事実に対する評価が合理性を欠くものであることが明らかであったといわざるを得ない。

【令和2年2月18日東京地方裁判所判決】

裁判例2【裁決撤回義務付け訴訟における裁決後の事情に関する判断】

控訴人は、本件裁決を撤回するか否かという判断をする際の裁量について、本件裁決時の在留特別許可を付与しないとの判断と比較して、より広範な裁量を認め、その判断を見直すべき顕著な事情が必要であると解すべき根拠はない旨主張する。しかし、一旦在留特別許可を付与しないとの判断を経て本件裁決が行われているにもかかわらず、一定の時日が経過したことにより基準時が異なるというだけで、同一の事実関係・事情でありながら、同一の基準に従い改めて裁量判断をやり直すことが許容されるとすれば、当初の判断・処分に基づいて形成された法律関係を覆すことになるなど、法的安定性を損なう結果となりかねず、取消訴訟に出訴期間を設けた趣旨を実質的に失わせるおそれもあって妥当ではない。そうであるとする、本件裁決の撤回の義務付けが認められるために、本件裁決時のそれよりも広範な裁量を認め、見直しを必要とする顕著な事情の存在を要件とすることにより、撤回の義務付けを認めるために厳格な要件を課すことには合理的な理由があるというべきである。

これに対して、控訴人は、本件裁決の前後を比較して、家族関係や婚姻の実態、その保護の要請に差異はないことを理由に、異なる要件・基準の下で義務付けの要否を判断するのは不当である旨主張している。確かに、時期が異なるというだけなら上記保護の要請自体に差異はないといえるものの、在留特別許可を付与するか否かの判断は、個別具体的な事実関係に即して諸般の事情を総合的に勘案して行われるものであり、本件事案のように、本件裁決が行われ、在留特別許可を付与しないという判断を経た上で、さらに、本件退令発付処分が行われ、控訴人が本邦から強制的に退去することを命じられた地位に置かれた状態の下で、婚姻、子らの出生、その他の家族関係に関する事実が生じた場合には、「顕著な事情」の存否という判断枠組の下で当該事実を本件裁決が行われる前の事実と比較しつつ総合的に判断すべきであって、本件裁決の判断を前提として「顕著な事情」の存否として考慮する判断枠組は不当であるとの控訴人の主張は採用できない。

…本件裁決に至る経緯をみると、控訴人は退去強制を受けた後、偽造旅券を行使して本邦の上陸許可を受け本邦に在留していたほか、その在留中、傷害罪、覚せい剤取締法違反の有罪判決等も受けていたというのであり、出入国管理の公正を維持する上で容易に看過することはできず、厳正に対処すべき事案であることは疑いがないところであって、本件裁決が維持されることによって、控訴人の配偶者や子らが不利益を受けるとしても、控訴人が国外へ退去を強制される地位にあることを控訴人・配偶者ともに十分認識した上で、婚姻、子らの出生に至ったものと考えられることからすれば、やむを得ない事態といわざるを得ない。

【令和2年7月10日東京高等裁判所判決】

裁判例 3 【刑事事件において実刑判決を受けたこと等に関する評価】

本件刑事事件 1 及び 2 の犯行態様は悪質であり、本件刑事事件 1 の盗品等有償譲受けに係る盗品等の価額は時価約100万円相当、本件刑事事件 2 で仮装された犯罪収益及び詐欺の被害額は2646万6000円といずれも多額に上る。原告は、平成15年8月29日に窃盗の罪により懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受けていたにもかかわらず、その執行猶予期間中である平成18年4月15日及び18日には盗品等有償譲受けを行い、懲役2年6月及び罰金80万円に処され、平成21年4月8日に仮釈放により刑務所を出所すると、そこから半年も経たないうちに、同年9月3日に原告が開設した原告名義の預金口座が同年10月に詐欺に利用され、同年11月に不正利用の可能性があるとして解約されるという事件があり、平成24年2月には、原告が平成23年9月30日にAに開設させた同人名義の預金口座から、同人を介して本件刑事事件 2 に係る犯罪収益の払戻しを受け、平成25年7月には本件刑事事件 1 に係る盗品等有償譲受けを行っている。これらの経緯に照らすと、原告の規範意識には重大な問題があり、本邦における在留状況は非常に悪質であるといわざるを得ない。このことは、在留特別許可の許否の判断において重大な消極事情として評価されてもやむを得ない。

…原告が日本人女性であるBと婚姻し、未成年の長女及び長男を養育しており、本邦に一定の定着性を有しているとしても、原告が本件刑事事件 1 及び 2 により実刑の有罪判決を受けているという重大な消極事情を踏まえると、原告に在留特別許可を付与しなかった東京出入国在留管理局長の判断が重要な事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くとはいえず、本件裁決に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

【令和2年9月25日東京地方裁判所判決】

資料編5 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移

1-1 「高度専門職」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	229	302	531	779	456
中	国	25	65	124	209	113
米	国	56	60	102	124	80
イ	ン	22	14	39	63	38
台	湾	13	17	23	50	26
英	国	18	15	30	32	25
オーストラリア		13	8	20	12	19
韓	国	10	21	38	34	15
中国〔香港〕		4	7	8	22	14
フランス		16	27	29	44	13
カナダ		5	8	12	15	11
英国〔香港〕		0	4	2	7	8
その他の		47	56	104	167	94

(注) 「高度専門職」は、在留資格「高度専門職1号イ、ロ、ハ」及び「高度専門職2号」を合算した数である。

1-2 「高度専門職」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	3,739	7,668	11,061	14,924	16,554
中	国	2,426	5,142	7,258	9,769	10,876
イ	ン	195	334	500	739	842
米	国	194	331	469	612	677
韓	国	140	277	442	589	653
台	湾	113	290	422	499	516
ベトナム		55	168	287	379	435
フランス		75	146	212	282	278
英	国	64	112	165	225	254
オーストラリア		40	58	89	113	129
マレーシア		18	53	74	101	118
ドバイ		24	41	68	98	109
その他の		395	716	1,075	1,518	1,667

(注1) 各年末現在の数である(以下の中長期在留者数に係る表も同じ)。

(注2) 「中国」は、台湾のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である(以下の中長期在留者数に係る表も同じ)。

2-1 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	2,091	1,660	1,790	2,237	1,537
中	国	1,242	921	985	1,417	864
韓	国	199	155	180	174	117
台	湾	78	65	54	81	68
中国〔香港〕		41	24	28	46	63
パキスタン		43	27	45	40	56
米	国	92	97	107	84	38
スリランカ		45	38	36	54	35
ベトナム		17	21	34	32	31
フランス		40	43	35	45	30
ネパール		16	12	16	18	29
その他の		278	257	270	246	206

2-2 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	21,877	24,033	25,670	27,249	27,235
中	国	11,229	12,447	13,397	14,442	14,317
韓	国	3,039	3,095	3,104	3,078	2,819
ネ	パ	1,133	1,392	1,531	1,588	1,708
ス	リ	672	839	1,014	1,225	1,427
パ	キ	1,025	1,109	1,200	1,284	1,374
台	湾	762	818	826	862	787
ベ	ト	160	265	376	491	640
米	国	664	679	706	668	605
イ	ン	355	392	396	391	387
バ	ン	272	296	307	331	362
そ	の	2,566	2,701	2,813	2,889	2,809

3-1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	20,940	25,063	34,182	43,880	19,705
ベ	ト	2,839	4,529	8,623	12,245	6,484
中	国	5,016	5,492	6,785	9,532	2,702
韓	国	2,487	3,160	3,833	4,161	1,533
イ	ン	1,696	1,918	2,489	3,073	1,018
台	湾	1,016	1,416	1,979	2,301	976
ス	リ	428	424	495	726	850
米	国	1,510	1,632	1,717	1,815	777
ミ	ヤ	316	445	679	1,171	730
フ	イ	1,170	1,168	1,573	1,565	534
パ	キ	182	210	320	405	423
そ	の	4,280	4,669	5,689	6,886	3,678

3-2 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	161,124	189,273	225,724	271,999	283,380
中	国	68,274	75,010	81,736	90,766	88,662
ベ	ト	13,570	22,045	34,752	51,713	61,181
韓	国	18,936	21,603	24,602	27,388	25,760
ネ	パ	3,278	5,426	8,541	12,203	15,581
台	湾	7,204	9,210	11,587	14,140	13,654
イ	ン	5,940	6,556	7,753	9,455	8,924
米	国	8,110	8,626	9,124	9,604	8,848
フ	イ	5,016	5,924	7,083	8,150	8,250
ス	リ	2,374	2,806	3,491	4,575	6,233
ミ	ヤ	1,798	2,316	3,146	4,689	5,767
そ	の	26,624	29,751	33,909	39,316	40,520

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	7,652	8,665	9,478	9,964	3,188
中	国	2,448	2,665	2,662	2,890	548
フ	イ	899	1,081	1,357	1,278	412
ベ	ト	555	576	736	954	329
ス	リ	82	75	51	100	276
タ	イ	519	675	795	939	274
韓	国	631	713	587	581	198
イ	ン	579	681	728	830	171
イ	ン	204	283	393	459	139
米	国	304	321	350	314	115
マ	レ	101	231	251	196	100
そ	の	1,330	1,364	1,568	1,423	626

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	15,772	16,486	17,328	18,193	13,415
中	国	5,741	5,807	5,797	6,129	4,078
フ ィ リ ピ	ン	1,123	1,287	1,634	1,658	1,272
韓	国	1,597	1,689	1,557	1,539	1,209
ベ ト ナ ム		841	909	1,082	1,342	1,159
イ	ン	1,208	1,252	1,300	1,429	840
タ	イ	669	842	913	1,008	667
ス リ ラ	ン	291	338	351	419	653
米	国	707	697	691	666	474
イ	ン	298	392	575	686	462
台	湾	596	574	597	536	416
そ	の	2,701	2,699	2,831	2,781	2,185

5-1 「興行」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	39,057	39,929	42,703	45,486	7,218
フ ィ リ ピ	ン	3,961	4,259	5,245	5,632	1,918
韓	国	7,221	7,116	8,510	9,190	1,063
米	国	6,155	6,306	6,069	6,510	949
英	国	2,998	3,192	3,344	3,763	415
ロ	シ	1,503	1,724	1,521	1,846	297
オ ー ス ト ラ リ	ア	610	640	831	698	229
フ	ラ	1,589	1,236	1,561	1,172	199
オ ー ス ト リ	ア	1,009	624	640	487	186
ウ ク ラ イ	ナ	583	826	674	704	162
イ	タ	1,395	1,483	1,622	1,522	134
そ	の	12,033	12,523	12,686	13,962	1,666

5-2 「興行」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	2,187	2,094	2,389	2,508	1,865
フ ィ リ ピ	ン	548	494	650	644	384
米	国	369	375	382	389	328
韓	国	199	254	219	211	163
ブ	ラ	121	126	154	150	144
中	国	125	101	111	171	93
オ ー ス ト ラ リ	ア	106	70	109	80	84
ス	ベ	29	19	40	44	68
英	国	47	50	72	87	55
ロ	シ	47	38	75	44	42
台	湾	38	39	38	45	33
そ	の	558	528	539	643	471

6-1 「技能」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	6,404	3,692	3,551	4,355	1,729
中	国	491	770	1,099	1,641	555
ネ	パ	2,806	738	338	490	336
イ	ン	573	486	605	552	308
ベ	ト	100	134	207	200	83
タ	イ	143	161	136	122	58
フ ィ リ ピ	ン	122	134	99	50	28
米	国	48	63	57	60	23
ニ ュ ー ジ ー ラ	ン	50	46	66	55	20
ベ	ル	9	7	4	10	20
英	国	87	115	133	152	19
そ	の	1,975	1,038	807	1,023	279

6-2 「技能」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	39,756	39,177	39,915	41,692	40,491
中	国	15,606	15,537	15,922	16,763	16,469
ネ	パ	12,480	12,706	12,547	12,679	12,524
イ	ン	4,621	4,867	5,237	5,603	5,592
タ	イ	1,191	1,258	1,271	1,283	1,229
韓	国	966	895	838	806	712
ベ	ト	307	403	537	671	692
フ	イ	516	603	661	672	668
パ	ン	299	319	339	343	323
キ	ス	200	232	271	266	253
ス	リ	184	203	211	226	217
そ	の	3,386	2,154	2,081	2,380	1,812

7-1 「特定技能1号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数				563	3,760
ベ	ト				304	1,816
イ	ン				112	717
中	国				2	503
カ	ン				59	235
ミ	ヤ				37	184
タ	イ				27	139
フ	イ				1	46
ネ	パ				7	28
モ	ン				2	23
台	湾				1	19
そ	の				11	50

(注) 2019年4月1日から「特定技能1号」が新設された。

7-2 「特定技能1号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数				1,621	15,663
ベ	ト				901	9,412
中	国				100	1,575
イ	ン				189	1,514
フ	イ				111	1,059
ミ	ヤ				100	674
カ	ン				94	488
タ	イ				79	455
ネ	パ				18	135
モ	ン				2	75
ス	リ				5	63
そ	の				22	213

8-1 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	106,118	127,671	144,195	173,705	76,456
ベ	ト	43,774	58,690	72,582	91,170	41,341
中	国	32,895	34,072	33,640	34,685	11,049
イ	ン	8,050	9,581	12,233	15,746	8,261
フ	イ	10,741	12,923	12,060	13,839	5,119
ミ	ヤ	2,403	3,233	3,723	6,460	3,543
タ	イ	4,126	4,449	4,579	4,813	2,771
カ	ン	2,759	2,978	3,316	4,216	2,746
モ	ン	408	613	790	1,124	772
ス	リ	136	217	272	344	249
ネ	パ	97	88	135	190	118
そ	の	729	827	865	1,118	487

(注) 「技能実習1号」は、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を合算した数である。

8-2 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	102,585	124,072	143,377	169,383	75,681
ベ	ト	43,868	58,793	74,150	90,776	41,564
中	国	30,999	32,095	32,178	32,489	10,891
イ	ン	7,890	9,520	12,162	15,419	8,030
フ	ィ	10,165	12,320	11,793	13,271	4,818
ミ	ャ	2,336	3,091	3,682	6,299	3,456
カ	ン	2,610	2,827	3,270	4,162	2,736
タ	イ	3,664	3,927	4,303	4,513	2,670
モ	ン	392	612	805	1,109	771
ス	リ	129	184	260	331	240
ネ	パ	90	81	133	189	118
そ	の	442	622	641	825	387

9 「技能実習2号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	126,003	150,153	177,585	215,233	262,663
ベ	ト	44,343	64,762	86,155	113,810	146,143
中	国	49,858	45,472	44,331	45,412	46,924
イ	ン	10,835	12,374	14,144	18,054	23,441
フ	ィ	12,509	15,489	17,798	19,358	21,417
ミ	ャ	1,624	3,053	4,635	6,070	9,083
タ	イ	3,615	4,503	5,122	5,914	6,741
カ	ン	2,255	3,353	3,969	4,595	5,944
モ	ン	382	487	661	946	1,410
ス	リ	136	157	212	375	535
ラ	オ	219	254	284	302	351
そ	の	227	249	274	397	674

(注) 「技能実習2号」は、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」を合算した数である。

10-1 「技能実習3号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数		8	5,712	14,976	7,252
ベ	ト		8	3,240	7,777	3,717
中	国		0	1,062	2,706	1,109
フ	ィ		0	511	1,887	854
イ	ン		0	491	1,125	703
タ	イ		0	167	539	350
カ	ン		0	135	466	255
ミ	ャ		0	66	382	205
モ	ン		0	16	47	24
ラ	オ		0	9	16	15
ス	リ		0	9	19	11
そ	の		0	6	12	9

(注1) 2017年11月1日から「技能実習3号イ及びロ」が新設された。

(注2) 「技能実習3号」は、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」を合算した数である。

10-2 「技能実習3号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数		8	7,398	26,356	39,856
ベ	ト		8	4,194	14,141	21,172
中	国		0	1,297	4,469	5,926
フ	ィ		0	730	3,245	5,413
イ	ン		0	608	1,931	2,988
ミ	ャ		0	115	749	1,424
タ	イ		0	214	898	1,324
カ	ン		0	185	759	1,290
モ	ン		0	18	68	129
ス	リ		0	15	34	64
ラ	オ		0	10	25	58
そ	の		0	12	37	68

11-1 「留学」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	108,146	123,232	124,269	121,637	49,748
中	国	38,662	41,656	42,151	47,666	20,671
ベ	ム	22,268	24,893	26,125	21,060	11,339
韓	国	6,482	7,326	8,231	8,901	2,586
イ	ネ	2,434	2,850	2,935	2,896	1,426
台	湾	5,091	5,470	5,646	5,627	1,405
米	国	3,100	3,422	3,483	3,712	964
ミ	マ	1,893	2,270	2,058	1,006	930
タ	イ	2,176	2,164	2,084	1,787	847
ネ	ル	5,728	8,474	7,614	7,406	826
モ	ル	1,068	1,280	1,538	1,440	788
そ	他	19,244	23,427	22,404	20,136	7,966

11-2 「留学」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	277,331	311,505	337,000	345,791	280,901
中	国	115,278	124,292	132,411	144,264	125,328
ベ	ム	62,422	72,268	81,009	79,292	65,653
ネ	ル	22,967	27,101	28,987	29,417	23,116
韓	国	15,438	15,912	17,056	17,732	12,854
イ	ネ	5,607	6,492	7,213	7,512	6,279
台	湾	9,537	10,237	10,603	10,420	6,206
ス	カ	5,597	8,273	8,701	7,408	5,578
ミ	マ	4,553	5,753	6,369	5,429	4,371
バ	シュ	2,548	3,467	3,948	3,624	3,341
モ	ル	2,705	3,150	3,675	3,908	3,320
そ	他	30,679	34,560	37,028	36,785	24,855

12-1 「研修」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	15,740	16,393	13,389	12,985	2,392
タ	イ	910	835	888	721	194
イ	ネ	1,376	1,239	990	849	153
ミ	マ	868	954	749	666	134
ベ	ム	1,034	1,069	814	806	119
マ	シ	461	419	470	432	104
イ	ド	522	797	869	853	103
中	国	699	699	654	575	93
フ	ピ	548	494	598	419	77
エ	ト	220	300	215	195	71
ラ	ス	282	274	208	267	67
そ	他	8,820	9,313	6,934	7,202	1,277

12-2 「研修」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	1,379	1,460	1,443	1,177	174
ベ	ム	197	247	226	194	40
タ	イ	183	192	251	147	33
イ	ネ	169	175	204	153	22
ミ	マ	43	52	45	33	13
中	国	232	209	191	155	11
マ	シ	41	34	18	19	8
南	共	1	0	2	5	5
韓	国	24	24	21	18	4
台	湾	23	26	24	15	4
ブ	タ	2	5	2	4	4
そ	他	464	496	459	434	30

13-1 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	18,210	22,444	27,752	31,712	7,381
韓	国	3,134	3,867	5,150	5,467	1,138
ベ	ト	670	1,394	2,536	3,449	1,047
台	湾	4,691	5,290	5,552	6,279	1,025
イ	ン	726	1,058	1,299	1,461	773
中	国	2,174	2,851	3,052	3,318	710
フ	ラ	1,099	1,290	1,394	1,582	378
フ	イ	951	915	1,911	1,788	369
ド	イ	704	785	873	958	257
中	国	275	717	607	663	204
オ	ー	1,093	1,192	1,374	1,648	199
そ	の	2,693	3,085	4,004	5,099	1,281

13-2 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	47,039	64,776	62,956	65,187	103,422
ベ	ト	2,428	5,627	4,897	6,349	41,331
中	国	9,539	10,947	10,389	10,600	16,894
フ	イ	4,269	8,547	8,574	6,642	7,467
ス	リ	1,281	3,254	3,177	3,815	4,506
イ	ン	3,559	5,171	4,151	3,965	4,450
ミ	ャ	1,694	2,244	2,070	1,927	3,358
ネ	パ	4,171	5,005	4,078	2,839	2,932
カ	ン	338	1,001	1,173	1,832	2,695
ト	ル	1,961	2,443	1,971	1,741	2,425
イ	ン	884	1,342	1,329	1,496	1,993
そ	の	16,915	19,195	21,147	23,981	15,371

14 「永住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	727,111	749,191	771,568	793,164	807,517
中	国	238,438	248,873	260,963	273,776	283,281
フ	イ	124,477	127,396	129,707	131,933	133,188
ブ	ラ	110,932	112,876	112,934	112,440	112,341
韓	国	68,033	69,391	71,094	72,391	72,473
ペ	ル	33,803	33,891	33,789	33,614	33,375
台	湾	20,659	21,044	21,601	22,235	22,265
タ	イ	19,327	19,719	20,142	20,526	20,720
ベ	ト	14,271	14,913	16,043	17,186	18,472
米	国	16,422	16,922	17,580	18,043	18,239
イ	ン	5,949	6,200	6,438	6,662	6,852
そ	の	74,800	77,966	81,277	84,358	86,311

15-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	10,188	9,998	10,466	10,694	6,306
フ	イ	1,926	1,938	1,825	1,850	1,057
中	国	2,412	2,216	2,025	2,017	998
ブ	ラ	2,308	2,134	2,490	2,384	657
米	国	483	434	508	561	527
タ	イ	523	602	636	604	474
ベ	ト	385	454	522	643	436
韓	国	359	343	398	400	317
台	湾	180	201	215	195	162
イ	ン	136	162	155	180	136
英	国	121	116	143	126	126
そ	の	1,355	1,398	1,549	1,734	1,416

15-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	139,327	140,839	142,381	145,254	142,735
中	国	32,479	31,911	30,900	30,321	28,313
フ	イ	26,687	26,401	26,322	26,699	26,022
ブ	ラ	15,917	16,631	17,668	18,427	17,225
韓	国	13,818	13,490	13,053	12,798	12,490
米	国	9,147	9,497	9,689	10,014	10,439
タ	イ	7,091	7,144	7,223	7,301	7,154
ベ	ト	2,587	3,164	3,837	4,601	4,983
台	湾	4,155	4,296	4,439	4,541	4,475
英	国	2,562	2,639	2,644	2,637	2,743
フ	ラ	1,765	1,881	1,997	2,097	2,195
そ	の	23,119	23,785	24,609	25,818	26,696

16-1 「定住者」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	15,037	16,309	17,146	17,515	5,385
ブ	ラ	8,591	9,891	11,214	11,657	2,709
フ	イ	2,767	2,534	2,413	2,345	914
中	国	1,925	1,950	1,558	1,508	680
ペ	ル	534	563	587	619	240
ベ	ト	223	235	276	271	192
イ	ン	95	147	115	145	87
ボ	リ	144	182	142	177	80
タ	イ	109	115	102	97	62
韓	国	36	37	53	33	61
ネ	パ	76	63	83	47	39
そ	の	537	592	603	616	321

16-2 「定住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	168,830	179,834	192,014	204,787	201,329
ブ	ラ	49,542	56,475	65,021	73,536	71,832
フ	イ	47,663	49,773	52,008	54,359	53,941
中	国	27,140	28,033	28,282	28,822	27,436
ペ	ル	10,345	10,406	10,647	10,936	10,779
韓	国	7,348	7,291	7,289	7,208	7,119
ベ	ト	5,258	5,448	5,509	5,646	5,739
タ	イ	3,804	3,861	3,922	3,997	3,985
ミ	ャ	2,392	2,433	2,479	2,479	2,413
ボ	リ	1,944	2,072	2,171	2,294	2,334
イ	ン	1,903	2,002	2,107	2,238	2,260
そ	の	11,491	12,040	12,579	13,272	13,491

(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移

1-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総数		4,347,643	4,839,034	5,952,742	7,424,274	836,088
外交官		462	527	653	938	74
公用		2,317	3,468	6,689	9,409	204
教授		464	409	412	425	160
芸術		6	3	8	5	14
宗教		1	4	3	7	3
報道		51	43	18	15	1
高度専門職1号イ		6	5	5	12	8
高度専門職1号ロ		12	44	92	146	71
高度専門職1号ハ		7	16	27	51	34
高度専門職2号		0	0	0	0	0
経営・管理		1,242	921	985	1,417	864
法律・会計業務		2	0	2	1	0
医療		5	21	10	17	11
研究		63	72	75	68	28
教育		13	14	11	8	5
技術・人文知識・国際業務		5,016	5,492	6,785	9,532	2,702
企業内転勤		2,448	2,665	2,662	2,890	548
介護			0	1	0	0
興行		1,036	1,162	1,058	1,586	39
技能		491	770	1,099	1,641	555
特定技能1号					2	503
特定技能2号					0	0
技能実習1号イ		1,846	1,819	1,330	1,592	263
技能実習1号ロ		31,049	32,253	32,310	33,093	10,786
技能実習2号イ		0	0	2	3	1
技能実習2号ロ		4	7	92	56	43
技能実習3号イ			0	12	38	17
技能実習3号ロ			0	1,050	2,668	1,092
文化活動		866	898	939	1,060	182
短期滞在		4,244,349	4,729,271	5,837,840	7,292,654	790,845
留学		38,662	41,656	42,151	47,666	20,671
研修		699	699	654	575	93
家族滞在		8,938	8,646	8,147	8,866	3,367
特定活動		2,174	2,851	3,052	3,318	710
日本人の配偶者等		2,412	2,216	2,025	2,017	998
永住者の配偶者等		1,077	1,132	985	990	466
定住者		1,925	1,950	1,558	1,508	680
永住者						50

(注1) 2017年9月1日から在留資格「介護」が新設された(以下の表も同じ。)

(注2) 2017年11月1日から在留資格「技能実習3号イ及びロ」が新設された(以下の表も同じ。)

(注3) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された(以下の表も同じ。)

(注4) 2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難であった「永住者」について、入国が可能となった頃に、上陸特別許可により「永住者」の在留資格を許可している。(以下の表も同じ。)

1-2 中国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	695,522	730,890	764,720	813,675	778,112
教	授	1,532	1,448	1,412	1,411	1,254
芸	術	67	59	61	66	78
宗	教	68	80	88	89	88
報	道	48	44	46	49	42
高 度 専 門 職 1 号 イ		366	585	757	888	850
高 度 専 門 職 1 号 ロ		1,982	4,327	6,077	8,094	9,008
高 度 専 門 職 1 号 ハ		31	95	163	288	352
高 度 専 門 職 2 号		47	135	261	499	666
経 営 ・ 管 理		11,229	12,447	13,397	14,442	14,317
法 律 ・ 会 計 業 務		10	10	15	18	16
医	療	1,049	1,301	1,510	1,746	1,881
研	究	451	426	380	361	312
教	育	71	78	81	79	78
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		68,274	75,010	81,736	90,766	88,662
企 業 内 転 勤		5,741	5,807	5,797	6,129	4,078
介	護		4	34	80	183
興	行	125	101	111	171	93
技	能	15,606	15,537	15,922	16,763	16,469
特 定 技 能 1 号					100	1,575
特 定 技 能 2 号					0	0
技 能 実 習 1 号 イ		1,305	1,394	1,057	1,235	225
技 能 実 習 1 号 ロ		29,694	30,701	31,121	31,254	10,666
技 能 実 習 2 号 イ		1,397	1,170	1,009	1,060	1,169
技 能 実 習 2 号 ロ		48,461	44,302	43,322	44,352	45,755
技 能 実 習 3 号 イ			0	108	209	202
技 能 実 習 3 号 ロ			0	1,189	4,260	5,724
文 化 活 動		940	1,024	1,049	1,119	468
留	学	115,278	124,292	132,411	144,264	125,328
研	修	232	209	191	155	11
家 族 滞 在		69,784	74,962	78,417	82,382	74,886
特 定 活 動		9,539	10,947	10,389	10,600	16,894
永 住 者		238,438	248,873	260,963	273,776	283,281
日 本 人 の 配 偶 者 等		32,479	31,911	30,900	30,321	28,313
永 住 者 の 配 偶 者 等		12,984	14,551	15,592	17,002	16,956
定 住 者		27,140	28,033	28,282	28,822	27,436
特 別 永 住 者		1,154	1,027	872	825	796

(注) 「中国」は、台湾のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である。

2-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	4,916,255	6,946,352	7,325,595	5,339,079	432,707
外	交	906	902	943	969	194
公	用	2,090	2,192	2,261	1,744	181
教	授	191	194	202	185	58
芸	術	4	10	18	32	1
宗	教	70	66	68	74	34
報	道	9	14	9	10	6
高 度 専 門 職 1 号 イ		0	2	1	3	3
高 度 専 門 職 1 号 ロ		10	18	29	26	12
高 度 専 門 職 1 号 ハ		0	1	8	5	0
高 度 専 門 職 2 号		0	0	0	0	0
経 営 ・ 管 理		199	155	180	174	117
法 律 ・ 会 計 業 務		0	1	1	0	0
医 療		13	16	21	17	11
研 究		10	20	27	17	4
教 育		21	21	10	20	19
技術・人文知識・国際業務		2,487	3,160	3,833	4,161	1,533
企 業 内 転 勤		631	713	587	581	198
介 護			0	0	1	0
興 行		7,221	7,116	8,510	9,190	1,063
技 能		42	40	27	39	7
特 定 技 能 1 号					3	8
特 定 技 能 2 号					0	0
技 能 実 習 1 号 イ		34	19	7	1	0
技 能 実 習 1 号 ロ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 2 号 イ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 2 号 ロ		0	0	0	0	0
技 能 実 習 3 号 イ			0	0	0	0
技 能 実 習 3 号 ロ			0	0	0	0
文 化 活 動		182	194	216	223	31
短 期 滞 在		4,890,616	6,918,346	7,293,178	5,305,221	424,382
留 学		6,482	7,326	8,231	8,901	2,586
研 修		86	77	74	74	6
家 族 滞 在		1,376	1,460	1,491	1,460	675
特 定 活 動		3,134	3,867	5,150	5,467	1,138
日 本 人 の 配 偶 者 等		359	343	398	400	317
永 住 者 の 配 偶 者 等		46	42	62	48	40
定 住 者		36	37	53	33	61
永 住 者						22

2-2 韓国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総数		453,096	450,663	449,634	446,364	426,908
教授		901	911	859	824	768
芸術		37	41	48	54	53
宗教		879	891	900	902	823
報道		48	46	43	41	37
高度専門職1号イ		44	70	110	135	155
高度専門職1号ロ		82	183	290	404	435
高度専門職1号ハ		13	22	34	37	45
高度専門職2号		1	2	8	13	18
経営・管理		3,039	3,095	3,104	3,078	2,819
法律・会計業務		7	8	11	12	15
医療		122	134	142	142	148
研究		153	155	144	127	117
教育		95	98	106	118	114
技術・人文知識・国際業務		18,936	21,603	24,602	27,388	25,760
企業内転勤		1,597	1,689	1,557	1,539	1,209
介護			1	6	21	48
興行		199	254	219	211	163
技能		966	895	838	806	712
特定技能1号					6	59
特定技能2号					0	0
技能実習1号イ		4	13	1	0	0
技能実習1号ロ		0	0	0	0	0
技能実習2号イ		0	0	0	0	0
技能実習2号ロ		0	0	0	0	0
技能実習3号イ			0	0	0	0
技能実習3号ロ			0	0	0	0
文化活動		248	254	218	213	93
留学		15,438	15,912	17,056	17,732	12,854
研修		24	24	21	18	4
家族滞在		12,187	12,211	12,061	11,829	10,573
特定活動		3,333	3,961	4,892	4,889	1,565
永住者		68,033	69,391	71,094	72,391	72,473
日本人の配偶者等		13,818	13,490	13,053	12,798	12,490
永住者の配偶者等		2,207	2,192	2,191	2,162	2,132
定住者		7,348	7,291	7,289	7,208	7,119
特別永住者		303,337	295,826	288,737	281,266	274,107

3-1 ベトナム人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総数		178,084	232,706	288,354	353,633	90,876
外交官		450	542	533	533	50
公用		3,038	3,106	2,955	2,852	260
教授		44	50	40	33	18
芸術		0	0	1	0	1
宗教		18	27	25	32	20
報道		3	1	0	1	4
高度専門職1号イ		0	0	1	1	2
高度専門職1号ロ		0	0	2	2	4
高度専門職1号ハ		1	0	0	1	0
高度専門職2号		0	0	0	0	0
経営・管理		17	21	34	32	31
法律・会計業務		0	0	0	0	0
医療		0	1	0	1	4
研究		11	4	7	7	2
教育		2	0	0	1	0
技術・人文知識・国際業務		2,839	4,529	8,623	12,245	6,484
企業内転勤		555	576	736	954	329
介護			1	0	1	15
興行		190	154	244	156	6
技能		100	134	207	200	83
特定技能1号					304	1,816
特定技能2号					0	0
技能実習1号イ		852	1,265	1,214	1,020	293
技能実習1号ロ		42,922	57,425	71,368	90,150	41,048
技能実習2号イ		2	0	5	1	0
技能実習2号ロ		3	1	94	108	47
技能実習3号イ			0	23	95	9
技能実習3号ロ			8	3,217	7,682	3,708
文化活動		82	60	83	81	12
短期滞在		100,544	134,091	165,080	205,466	19,739
留学		22,268	24,893	26,125	21,060	11,339
研修		1,034	1,069	814	806	119
家族滞在		1,720	2,533	3,443	5,294	3,654
特定活動		670	1,394	2,536	3,449	1,047
日本人の配偶者等		385	454	522	643	436
永住者の配偶者等		111	132	146	151	102
定住者		223	235	276	271	192
永住者						2

3-2 ベトナム人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総数		199,990	262,405	330,835	411,968	448,053
教授		151	151	145	137	145
芸術		0	1	0	0	0
宗教		210	232	239	252	254
報道		10	9	8	8	11
高度専門職1号イ		17	55	70	79	77
高度専門職1号ロ		36	107	205	287	343
高度専門職1号ハ		1	3	5	7	8
高度専門職2号		1	3	7	6	7
経営・管理		160	265	376	491	640
法律・会計業務		0	0	0	0	0
医療		9	12	31	43	69
研究		48	48	44	32	33
教育		5	7	6	5	4
技術・人文知識・国際業務		13,570	22,045	34,752	51,713	61,181
企業内転勤		841	909	1,082	1,342	1,159
介護			7	73	296	857
興行		5	3	1	0	0
技能		307	403	537	671	692
特定技能1号					901	9,412
特定技能2号					0	0
技能実習1号イ		784	1,175	1,140	915	270
技能実習1号ロ		43,084	57,618	73,010	89,861	41,294
技能実習2号イ		819	853	1,105	1,447	1,359
技能実習2号ロ		43,524	63,909	85,050	112,363	144,784
技能実習3号イ			0	38	152	182
技能実習3号ロ			8	4,156	13,989	20,990
文化活動		49	49	41	44	17
留学		62,422	72,268	81,009	79,292	65,653
研修		197	247	226	194	40
家族滞在		7,623	11,112	15,301	21,609	25,961
特定活動		2,428	5,627	4,897	6,349	41,331
永住者		14,271	14,913	16,043	17,186	18,472
日本人の配偶者等		2,587	3,164	3,837	4,601	4,983
永住者の配偶者等		1,571	1,752	1,889	2,047	2,083
定住者		5,258	5,448	5,509	5,646	5,739
特別永住者		2	2	3	3	3

4-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総	数	324,790	395,808	443,236	571,685	96,281
外	交	242	399	162	283	26
公	用	816	1,418	763	989	108
教	授	33	34	38	34	12
芸	術	0	0	0	2	0
宗	教	31	37	56	71	29
報	道	0	0	0	1	0
高 度 専 門 職 1 号 イ		0	0	0	0	0
高 度 専 門 職 1 号 ロ		1	1	2	2	0
高 度 専 門 職 1 号 ハ		0	0	0	1	0
高 度 専 門 職 2 号		0	0	0	0	0
経 営 ・ 管 理		8	9	5	7	1
法 律 ・ 会 計 業 務		0	0	0	0	0
医 療		1	1	0	3	1
研 究		6	2	2	0	0
教 育		79	104	143	200	129
技術・人文知識・国際業務		1,170	1,168	1,573	1,565	534
企 業 内 転 勤		899	1,081	1,357	1,278	412
介 護			0	0	1	0
興 行		3,961	4,259	5,245	5,632	1,918
技 能		122	134	99	50	28
特 定 技 能 1 号					1	46
特 定 技 能 2 号					0	0
技 能 実 習 1 号 イ		1,243	1,382	1,254	1,199	297
技 能 実 習 1 号 ロ		9,498	11,541	10,806	12,640	4,822
技 能 実 習 2 号 イ		0	0	5	0	0
技 能 実 習 2 号 ロ		2	0	9	5	3
技 能 実 習 3 号 イ			0	20	81	33
技 能 実 習 3 号 ロ			0	491	1,806	821
文 化 活 動		42	43	73	89	12
短 期 滞 在		298,564	366,191	411,912	536,965	83,597
留 学		1,124	1,381	1,682	1,486	585
研 修		548	494	598	419	77
家 族 滞 在		535	493	534	673	254
特 定 活 動		951	915	1,911	1,788	369
日 本 人 の 配 偶 者 等		1,926	1,938	1,825	1,850	1,057
永 住 者 の 配 偶 者 等		221	249	258	219	158
定 住 者		2,767	2,534	2,413	2,345	914
永 住 者						38

4-2 フィリピン人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	2016	2017	2018	2019	2020
総数		243,662	260,553	271,289	282,798	279,660
教授		94	94	89	94	96
芸術		0	0	0	0	0
宗教		241	248	274	321	301
報道		0	0	0	0	0
高度専門職1号イ		11	18	21	24	21
高度専門職1号ロ		9	15	30	48	57
高度専門職1号ハ		1	1	1	2	1
高度専門職2号		0	1	1	1	3
経営・管理		59	71	70	71	60
法律・会計業務		2	2	2	2	2
医療		27	42	55	80	104
研究		23	19	20	16	17
教育		546	717	980	1,315	1,516
技術・人文知識・国際業務		5,016	5,924	7,083	8,150	8,250
企業内転勤		1,123	1,287	1,634	1,658	1,272
介護			0	20	54	153
興行		548	494	650	644	384
技能		516	603	661	672	668
特定技能1号					111	1,059
特定技能2号					0	0
技能実習1号イ		1,041	1,198	1,112	1,023	245
技能実習1号ロ		9,124	11,122	10,681	12,248	4,573
技能実習2号イ		342	573	706	777	949
技能実習2号ロ		12,167	14,916	17,092	18,581	20,468
技能実習3号イ			0	44	155	264
技能実習3号ロ			0	686	3,090	5,149
文化活動		18	26	38	49	22
留学		1,825	2,375	3,010	3,262	2,421
研修		106	99	129	107	3
家族滞在		2,846	3,104	3,386	3,722	3,618
特定活動		4,269	8,547	8,574	6,642	7,467
永住者		124,477	127,396	129,707	131,933	133,188
日本人の配偶者等		26,687	26,401	26,322	26,699	26,022
永住者の配偶者等		4,834	5,440	6,155	6,838	7,315
定住者		47,663	49,773	52,008	54,359	53,941
特別永住者		47	47	48	50	51

(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況 (2020年)

・退去を命ぜられた者

【国籍・地域別】	(人)
中 国	34
ト ル コ	30
タ イ	25
韓 国	19
インドネシア	11
フィリピン	11
米 国	5
マレーシア	5
ベトナム	3
台 湾	2
バングラ	2
デシユ	2
そ の 他	9
合 計	156

【空・海港別】	(人)
成 田 空 港	77
関 西 空 港	32
羽 田 空 港	27
中 部 空 港	11
そ の 他	9
合 計	156

・退去強制手続を執った者

【国籍別】	(人)
イ ラ ン	1
合 計	1

【空港別】	(人)
関 西 空 港	1
合 計	1

(4) 偽変造文書等 (頁欠落・損傷等旅券を含む。) 発見件数の推移

(件)

区分		年	2016	2017	2018	2019	2020
上 陸	旅 券		130(57)	188(63)	259(56)	226(54)	48(16)
	そ の 他		65	192	173	188	7
	合 計		195(57)	380(63)	432(56)	414(54)	55(16)
出 国	旅 券		15(11)	23(20)	60(54)	64(52)	12(11)
	そ の 他		0	10	12	21	2
	合 計		15(11)	33(20)	72(54)	85(52)	14(11)
合 計	旅 券		145(68)	211(83)	319(110)	290(106)	60(27)
	そ の 他		65	202	185	209	9
	合 計		210(68)	413(83)	504(110)	499(106)	69(27)

(注) 「頁欠落・損傷等旅券」とは、旅券の一部に「頁欠落・損傷」、「冊子分解」又は「証印シール等剥離」といった形跡が確認されたものの、出入国手続において文書鑑識や所持者への事情聴取を実施し、その結果、有効性に疑義が認められなかった旅券をいい、表中の()の数で内数である。



偽変造文書対策室における業務風景

資料編6

2011年4月1日以降の主な出来事

(2011年度以降)

年月日	出来事	内容
2011.7.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の改正等	在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る学歴要件に、本邦の専修学校の専門課程修了が加わった。
2011.8.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則」の改正	在留資格「短期滞在」について、15日未満の在留期間を決定することが可能になった。
2012.4.1	東京湾岸千葉及び横浜機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、太平洋側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する東京湾岸千葉機動班を東京入国管理局千葉出張所に設置し、東京湾岸横浜機動班を東京入国管理局横浜支局に設置した。
2012.4.6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	2012年度のLCC専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
2012.5.7	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の施行	高度人材の受入れを促進するためのポイント制による出入国管理上の優遇制度の運用を開始した。
2012.7.9	2009年改正法の一部施行	・新しい在留管理制度の導入 法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新しい在留管理制度が導入された。また、同日をもって外国人登録法令が廃止された。
	法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設	新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した（登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止）。また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。
2012.8.17	尖閣諸島領有権主張活動家等の送還	2012年8月15日に尖閣諸島領有権主張活動家等14人による抗議船での不法入国等事案が発生したところ、警察又は海上保安庁が逮捕した同14人について、刑事手続終了後に福岡入国管理局那覇支局が身柄受領の上、同年8月17日、航空機又は船舶で退去強制した。
2012.9.24 ～10.14	上陸審査特別強化期間の設定	2012年国際通貨基金（IMF）世界銀行年次総会の開催に際し、各国政府代表団等に対する円滑な出入国手続を実施する一方で、同総会の安全かつ円滑な実施を妨げる違反行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に阻止するため、厳格な上陸審査を徹底した。
2012.9.28	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の施行	日ベトナム経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定が施行された。
2012.10.1	近畿地区不法入国防止担当神戸機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、地理的に不法事案の発生が懸念される日本海側の海港及び沿岸パトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する近畿地区不法入国防止担当神戸機動班を大阪入国管理局神戸支局に設置した。
2012.11.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	技能実習生等の保護の強化及び技能実習制度の適正な運用を目的として、①不正行為により基準不適合となる起算点の明確化、②監理団体等について、過去5年間に虚偽申請に関与していた場合には、技能実習生等の受入れを認めないとする、③実習実施機関、受入れ機関及び監理団体に対し不正行為事実の報告義務を課すこと等の見直しを行った。
2013.5.20	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果報告	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方について、1年半にわたる検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果報告	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について、見直しの方向性に関する検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。

年月日	出来事	内容
2013.6.24	入国管理局電子届出システムの導入	中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている機関が行う「所属機関による届出」について、従来から行っている書面又は郵送による届出に加え、「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出の運用を開始した。
2013.7.1	入国管理局正字検索システムの運用開始	在留カード及び特別永住者証明書に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字の範囲の文字と定めており、簡体字等については、正字の範囲に置き換えて記載することとしているところ、入国管理局ホームページ上において、在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムの運用を開始した。
2013.9.13	「法務省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の施行	総合特別区域法に基づく地域活性化総合特区区内において、外国人が働きながら我が国の特定伝統料理を学ぶことができるようになった。
2013.10.9～10.10	第12回ASEM移民管理局長級会合の開催	法務省入国管理局主催の下、東京において、第12回ASEM移民管理局長級会合が開催され、「経済政策としての移民政策」をメインテーマとして、アジア及びヨーロッパ諸国の移民問題担当者間で意見交換が行われた。
2013.10.15	帰国支援を受けて帰国した日系人に対する再入国規制の解除	2009年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者について、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国許可を認めないこととしていたところ、昨今の経済・雇用状況等を踏まえ、一定の条件のもとに再入国を認めることとした。
2013.12.24	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「第6次出入国管理政策懇談会」の報告及び「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、高度外国人材の更なる受入れのため、高度外国人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正が施行された。
2014.1.24	「第三国定住による難民の受入れの実施について」の閣議了解	第三国定住による難民の受入れについて、2015年度から、マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民の受入れを開始し、受入れ難民に対する定住支援を行うことなどに関する閣議了解を行った。
2014.6.13	「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布	行政不服審査法の改正に伴い、出入国管理及び難民認定法についても難民異議申立手続について、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続と位置付ける規定が新設されるなどした。
2014.6.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成26年法律第74号。以下「2014年改正法」という。）の公布	船舶観光上陸許可制度の創設、みなし再入国許可対象者の拡大、在留資格「留学」に係る改正、PNRの取得、在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化等を内容とする2014年改正法が公布された。
2014.6.30	「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」の下に置かれた「外国人受入れ制度検討分科会」において取りまとめられた報告書「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2014.7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	外国人の出国時、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのか容易に確認することができるように、再入国出国記録の様式を改めた。
2014.10.6	札幌入国管理局旭川出張所の新設	札幌入国管理局小樽港出張所を廃止し、旭川出張所を新設した。

年月日	出来事	内容
2014.12.26	「今後の出入国管理行政の在り方」及び「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」及び同政策懇談会の下に置かれた難民認定制度に関する専門部会において取りまとめられた報告書「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2015.1.1	2014年改正法の一部施行	・船舶観光上陸許可制度の創設 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とする簡易な上陸手続として、船舶観光上陸許可の制度が創設された。 ・みなし再入国対象者の拡大 我が国に航空機で入国し、「短期滞在」の在留資格を付与された者が、我が国の出入国港を始点とし、外国の港に寄港し再び我が国の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、あらかじめ我が国に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとされることとなった（ただし、クルーズ船は指定旅客船に限られる。）。 ・在留資格「留学」に係る改正 在留資格「留学」の受入れ機関に小中学校が加わった。 ・PNRの取得の開始 入国審査官が、航空会社に対し、PNRの報告を求めることができるようになった。
2015.1.30	「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の公表	法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として設置された「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において取りまとめられた報告書が公表された。
2015.4.1	2014年改正法の一部施行	・在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設 「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施していた高度外国人材を対象とする新たな在留資格「高度専門職1号」及び同在留資格をもって3年間在留した者を対象とする「高度専門職2号」の在留資格が創設された。 ・在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正 在留資格「投資・経営」から投資要件がなくなり、名称も「経営・管理」に改められた。 ・在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化 業務に要する知識等の分野の違い（文系・理系）に基づく在留資格上の区別がなくなり、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」となった。
	外国人建設・造船就労者受入事業の開始	復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に関与する枠組みでの外国人材の活用が開始された。
2015.6.23	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	査証免除国の富裕層外国人を対象として、「特定活動」の在留資格で最大1年間の観光を目的とする滞在（いわゆるロングステイ）を可能にした。
2015.7.2	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	マレーシアに滞在するミャンマー難民のほか、既に受け入れている第三国定住難民のタイからの家族呼び寄せが可能になった。
2015.9.1	法務省関係国家戦略特別区域法施行規則等の施行（創業人材、家事支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で創業活動を行う外国人、家事支援活動を行う外国人の受入れが可能になった。
2015.9.15	「第5次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第5次出入国管理基本計画」を策定した。
	「難民認定制度の運用の見直しの概要」の公表	「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書の提言の趣旨を踏まえ、「難民認定制度の運用の見直しの概要」が公表された。

年月日	出来事	内容
2015.10.1	西日本入国管理センターの廃止	西日本入国管理センターを廃止した。
	法務省入国管理局出入国管理インテリジェンス・センターの設置	法務省入国管理局に出入国管理インテリジェンス・センターを設置した。
2015.11.20	「法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」の施行	国家戦略特別区域内で粒子線照射装置研修に参加する医師・看護師・診療放射線技師・医学物理士について、所要の条件を満たす場合には、入管法施行規則の別表で定める「研修」の在留期間にかかわらず、最長2年の在留を認めることとした。
2016.1.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行（PNRの電子的取得の開始）	PNRの電子的な取得が可能になった。
2016.2.26	伊勢志摩サミット対策本部の設置	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行うことを目的に、伊勢志摩サミット対策本部を設置した。
2016.2.29 ～9.26	伊勢志摩サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行う必要があることから、2月29日から4月2日まで及び9月4日から9月26日までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、4月3日から5月28日までの間、法務省内にオペレーションルームを開設し、同期間を上陸審査特別強化期間に指定した。
2016.3.15	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	経済産業大臣の認定を前提として、製造業の海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、対象となる外国人に在留資格「特定活動」を付与する規定が施行された。
2016.4.1	「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	2014年6月13日に公布された新行政不服審査法の施行に伴い、難民異議申立手続が、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続に位置付ける仕組みに改まった。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	迅速な審査のため、外国人入国記録（EDカード）の記載項目が簡素化されるとともに、再入国を予定している者以外の外国人の出国時の書面提出が不要となった。
	中日本機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化し、海港における不法入国等を防止するため、太平洋側及び日本海側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する中日本機動班を名古屋入国管理局に設置した。
2016.7.22	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	外国人スキーインストラクターについて、スポーツの指導に係る3年以上の実務経験がない場合であっても、これに準ずる者は入国・在留が可能となった。
	「日本語教育機関の告示基準」の策定・公表	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」を策定し、公表した。
2016.8.31	「戦略的国境協力におけるオーストラリア移民・国境警備省と日本国法務省入国管理局との間の協力覚書」の締結	日豪の入国管理局当局の間での出入国管理に係る情報共有、職員の相互訪問等を通じて、両当局間での相互協力や各当局における出入国管理能力の強化を図ることを目的とし、締結した。
2016.10.1	バイオカートの導入	審査待ち時間短縮のため、上陸審査待ち時間を活用して個人識別情報（指紋及び顔写真）を事前に取得するための機器、通称「バイオカート」を、関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。（2016年10月1日から試行運用、同月7日から本格運用）

年月日	出来事	内容
2016.10.17	上陸審査時における顔画像照合の実施	テロリスト等の入国を水際で阻止するため、全国の空海港において、テロリスト等の顔画像と上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真との照合を開始した。
2016.11.1	2014年改正法の一部施行	・トラスティド・トラベラー・プログラムの運用開始 信頼できる渡航者に係る出入国手続の円滑化を図るため、上陸手続において自動化ゲートを利用できる外国人の範囲が拡大された。
	「二国間渡航円滑化イニシアティブ」の運用開始	日本のトラスティド・トラベラー・プログラムと、米国のグローバル・エントリー・プログラム（G E P）に相互に参加する二国間渡航円滑化イニシアティブの運用を開始した。
2016.11.28	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号。以下「2016年改正法」という。）の公布	在留資格「介護」の創設及び偽装滞在者対策の強化を内容とする2016年改正法が公布された。
	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の公布	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等を内容とする技能実習法が公布された。
	技能実習法の一部施行	外国人技能実習機構の設立に関する規定が公布と同時に施行された。
2017.1.1	2016年改正法の一部施行	・偽装滞在者対策の強化 偽装滞在者に関する罰則が整備されるとともに、在留資格取消事由が拡充されたほか、在留資格の取消しに関する事実の調査について、入国審査官に加えて、入国警備官も行うことができることとされた。
2017.4.15	バイオカートの導入	成田空港等12空港においても運用を開始した。
2017.4.26	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する省令等の一部改正の施行	「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直しを行うことが盛り込まれたことを受け、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正が施行された。
	「永住許可に関するガイドライン」及び「『我が国への貢献』に関するガイドライン」の一部改正	高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を最短で1年にするなどの改正を行い、公表した。
2017.6.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任したほか、再申請用の難民認定申請書の様式を新設した。
2017.8.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」が施行された。
2017.9.1	2016年改正法の一部施行	・在留資格「介護」の創設 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者が、介護施設等との契約に基づいて介護又は介護の指導を行う業務に従事できるよう、在留資格「介護」が創設された。
2017.9.22	国家戦略特別区域法の施行（農業支援人材、海外需要開拓支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で農作業等に従事する外国人、クールジャパン・インバウンドを促進する外国人の受入れが可能になった。
2017.10.18	顔認証ゲートの導入	顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、厳格な審査を維持しつつ更なる円滑化を図るため、羽田空港の上陸審査場において「顔認証ゲート」を先行導入した。
2017.11.1	技能実習法の施行	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、新たな技能実習制度が導入された。また、技能実習法施行令、技能実習法施行規則等の技能実習関係法令が施行された。

年月日	出来事	内容
2018.1.12	「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」の公表	難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにするため、正規滞在中に難民認定申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用などについて、更なる見直しを行った。
2018.5.1	バイオカートの導入	北九州空港及び大分空港においても運用を開始した。
2018.6.11 ～11.28	顔認証ゲートの導入	成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港に、日本人の出帰国手続のための「顔認証ゲート」を本格導入した。
2018.7.24	「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」の閣議決定	法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされた。
2018.12.14	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号。以下「2018年改正法」という。）の公布、一部の施行（その余は2019年4月1日施行。）	新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設並びに出入国在留管理庁の新設等を内容とする入管法等改正法が公布、一部施行された。
2018.12.25	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして取りまとめられた。
2019.3.29	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等において、地方における外国人材の活用を図るため、日本の大学等を卒業した外国人がその専門能力を十分に発揮できるよう「高度人材ポイント制」の特別加算の対象大学を拡大するなどの見直しを行うこととされたことを受けて、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正を施行した。
	在留申請手続のオンライン化に係る利用申出の受付開始	オンラインで在留申請手続を行うために必要な利用申出の受付を開始した。
	「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」による「調査・検討結果報告書」の公表	プロジェクトチームによる調査・検討の結果、報告書が2019年3月29日に公表された。
2019.4.1	2018年改正法の施行	・在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設 人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された。
		・出入国在留管理庁の設置 在留外国人の増加に的確に対応しつつ、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整といった新規事業に一体的かつ効率的に取り組む組織として、法務省の外局に出入国在留管理庁が設置された。
	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行	登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備等を行った。
	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」の施行	特定技能雇用契約の内容の基準、受入れ機関の基準及び支援計画の内容等について規定した。
	「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」の施行	「特定技能1号」及び「特定技能2号」に係る受入れ分野、技能水準について規定した。
	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」の施行	・上陸基準省令の改正 「特定技能1号」及び「特定技能2号」について外国人本人に関する基準を規定した。
		・入管法施行規則の改正 登録支援機関の登録に関する事項、受入れ機関の届出事項等について規定した。
		・その他2018年改正法の施行に伴う関係省令について所要の整備を行った。
	「外国人生活支援ポータルサイト」の開設	日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために開設した。

年月日	出来事	内容
2019.4.26	「出入国在留管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「出入国在留管理基本計画」を策定した。
2019.5.30	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	留学生の就職支援のため、本邦大学卒業者については、大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を生かした業務に従事する場合に当たっては、その業務内容を広く認め、在留資格「特定活動」による入国・在留ができるものとした。
2019.5.31	「永住許可に関するガイドライン」の改定	在留資格「特定技能」の取扱いや公的義務の内容を明記するなどの改定を行い、公表した。
2019.6.18	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（以下「充実策」という。）」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）	外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題となっている事項を中心に総合的対応策の内容を充実させるものとして取りまとめられた。
2019.6.28	「第三国定住による難民の受入れの実施について」の閣議了解の一部変更	第三国定住による難民の受入れについて、2020年度以降は、アジア地域に一時滞在している難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を受け入れることなどに関する閣議了解の一部変更を行った。
2019.7.24 ～ 2019.11.14	顔認証ゲートの外国人出国手続における運用開始	2019年7月24日の羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港及び中部空港において、観光等の目的で入国した外国人の出国手続における顔認証ゲートの運用を開始した。
	顔認証ゲートの導入及び外国人出国手続における運用開始	新千歳空港に顔認証ゲートを導入するとともに、外国人の出国手続における運用を開始した。
2019.7.25	在留申請手続のオンライン化に係る申請の受付開始	利用申出の承認を受けた所属機関等からの申請の受付を開始した。
2019.12.20 ～ 2020.1.31	バイオカードの導入	羽田空港、博多港及び比田勝港においても運用を開始した。
2019.12.20	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）	充実策の方向性に沿って、総合的対応策が改訂された。
2020.3.24	在留申請手続のオンライン化の対象申請種別及び在留資格の拡大	在留申請手続のオンライン化の対象申請種別に「在留資格認定証明書交付申請」、「在留資格変更許可申請」、「在留資格取得許可申請」及び「就労資格証明書交付申請」を追加するとともに、在留資格についても新たに「特定技能」を追加した。
2020.4.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	介護福祉士の資格を取得したルートにかかわらず、在留資格「介護」を認めることとした。
2020.4.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	タイ及びマレーシアに限られていた第三国定住による難民の受入れ範囲をアジア地域に拡大することとした。
2020.7.6	外国人在留支援センターの開所	出入国在留管理庁、法テラス、東京法務局人権擁護部及び在留外国人の在留に関わる各省の関係機関を、新宿区のJR四ツ谷駅前のビルに集約させ、外国人の在留を支援するためのセンターを開所した。
2020.7.14	「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を法務大臣へ報告	「第7次出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」において取りまとめられた報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」が法務大臣に提出された。
2020.7.14	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）	外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から総合的対応策の改訂を行った。
2020.8.18	顔認証ゲートの導入	那覇空港においても運用を開始した。
2020.9.4	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	初心者、初級者の外国人スキー客に対する外国語による指導が可能なスキーインストラクターを新たに受け入れるため、一定の要件を満たす者がスキーの指導に従事する活動について、在留資格「特定活動」を認めることとした。

年月日	出来事	内容
2020.12.10	「今後の出入国在留管理行政の在り方」を法務大臣へ報告	「第7次出入国管理政策懇談会」において各種テーマについて議論が行われ、外国人との共生のための取組、我が国への外国人材の円滑な受入れ、出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対策等について取りまとめられた報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
2020.12.25	在留カード等読取アプリケーションの無料配布開始	在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する、在留カード等読取アプリケーションの無料配布を開始した。
2021.4.1	特定技能制度に係る届出及び日本語教育機関の告示基準に基づく報告のオンライン受付の開始	特定技能所属機関及び登録支援機関が行う特定技能制度に係る各届出並びに日本語教育機関が行う日本語教育機関の告示基準に基づく各報告について、従来から行っている窓口又は郵送での受付に加え、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用したインターネットでの受付を開始した。
2021.6.15	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって明らかになった課題も踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から総合的対応策の改訂を行った。

出入国在留管理 (2021年版)

2021年11月 発行

出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2021

出入国在留管理